

# 柏市議会令和8年第1回定例会会議録（第4日）

○

令和8年3月5日（木）午前10時30分開議

議事日程第4号

日程第1 質疑並びに一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1番	矢澤英雄君	2番	田口康博君
3番	福元愛君	4番	若狭朋広君
5番	内田博紀君	6番	永山智仁君
7番	上橋しほと君	8番	北村和之君
9番	小川百合子君	10番	村越誠君
11番	渡邊晋宏君	12番	桜田慎太郎君
13番	平野光一君	14番	武藤美津江君
15番	佐藤浩君	16番	林紗絵子君
17番	鈴木清丞君	18番	渡辺裕二君
19番	伊藤誠君	20番	小松幸子君
21番	塚本竜太郎君	22番	阿比留義顯君
23番	円谷憲人君	24番	後藤浩一郎君
25番	末永康文君	26番	渡部和子君
27番	山田一一君	28番	松本寛道君
29番	岡田智佳君	30番	中島俊君
31番	林伸司君	33番	田中晋君
34番	助川忠弘君	35番	古川隆史君
36番	坂巻重男君		

欠席議員

なし

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長	太田和美君	副市長	染谷康則君
副市長	山田大輔君	上下水道事業 管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木実君
企画部長	小島利夫君	財政部長	中山浩二君

広報部長	稲荷田 修一 君	広報部理事	宮本 等 君
市民生活部長	永塚 洋一 君	健康医療部長	高橋 裕之 君
健康医療部理事	吉田 みどり 君	健康医療部理事	小倉 孝之 君
福祉部長	矢部 裕美子 君	こども部長	依田 森一 君
環境部長	後藤 義明 君	経済産業部長	込山 浩良 君
都市部長	坂齊 豊 君	都市部理事	沢 吉行 君
土木部長	内田 勝範 君	消防局長	本田 鉄二 君
会計管理者	荒巻 幸男 君	上下水道局理事	小川 靖史 君
〔教育委員会〕			
教育長	田牧 徹 君	教育総務部長	中村 泰幸 君
生涯学習部長	宮本 さなえ 君	学校教育部長	平野 秀樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	関野 昌幸 君		
〔農業委員会〕			
事務局長	石原 祐一郎 君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高橋 秀明 君	事務局長	田口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	高村 光 君	議事課長	木村 利美 君
議事課主幹	藤井 淳 君	議事課主査	松沢 宏治 君
議事課主任	野方 彩加 君	議事課主任	篠原 那波 君
議事課主事	小川 熙 君	議事課主事	長瀬 めぐみ 君

午前10時30分開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第44号についての質疑並びに一般質問を行います。

会派を代表する諸君の質問を許します。

発言者、無所属の会を代表して村越誠さん。（「落ち着いて頑張れよ」と呼ぶ者あり）

〔10番 村越 誠君登壇〕

○10番（村越 誠君） おはようございます。無所属の会の村越誠です。まず、市役所全体で39名の職員の皆さんが役職定年または退職されることをお伺いしました。職員の皆さんの長年にわたる市政に対する御労苦、心より感謝申し上げます。今後も様々な分野において一層御活躍されることを御祈念申し上げます。

では、無所属の会では、柏市内を歩き回り、市民の皆さんのお声からよりよい生活を目指して活動しています。それで、市民生活向上を目指した質問を会派を代表して行っていきたいと

思います。まず、新年度予算についてですけれども、市勢発展に向けた市長の施政方針から各種施策を展開する決意を強く感じました。また、困難な現代社会の分析から気持ちあるまち、活気ある地域経済の基盤づくりへの意気込みと責任ある財政運営の言葉からは、新たな価値への創造、未来へつながるまちづくりという思いを強く感じております。それでは、7つの重点とともに将来の予算編成についての質問を始めます。まず、書画カメラをちょっと見ていただきたいと思います。こういう議案を受けて、ちょっと一回柏市内のまちを歩いてみました。これがそごうの跡地の解体の現場です。それから、これがまた同じような現場となります。あと、スカイプラザ前の場所です。それから、柏市立柏病院の全貌です。それから、農業政策におけるこういう耕作地、こういったところの写真となります。じゃ、カメラ戻してください。まず初めに、柏駅周辺のまちづくりです。柏駅東口の再整備につきましては、66億円もの大きな予算が土地の取得費として計上されています。旧そごう柏店本館の解体が進んでいますが、解体工事の進捗状況とこれまで解体工事が問題なく進んでいるのかをお伺いします。2つ目、柏市立柏病院、この再整備計画の設計、建築工事において国、県からの財政支援はどのようになっているのか、見通しを含めてお話してください。農業政策です。これからの柏市の農業について、柏市都市農業振興計画を含めてお話してください。災害に対する危機管理となります。11月11日に柏市の柏市総合防災訓練がありました。災害に対する配慮、そういったものを含めてお話をお願いします。

続いて、学校教育です。まず、学校給食につきまして新年度予算の提示がありました。本年度以降もこの取組を引き続き継続するものなのか、お答えください。2つ目、児童の朝の居場所づくり。保護者の就労にかかわらず、児童の放課後の居場所を確保するアフタースクール事業がスタートします。児童の朝の居場所づくりは、様々な課題があるのではないのでしょうか。柏市が検討している取組をお話してください。3つ目、部活動の地域展開。地域展開をする団体の把握と課題についてお話してください。4つ目、不登校と校内フリースクール。不登校の低学年化が進んでいます。家庭教育の関わりを含めて、校内フリースクールの展開についてもう少し具体的構想をお話してください。

続いて、福祉、子供関連となります。まず、介護保険について。この新年度予算の見通しと将来展開についてお話してください。2つ目、子供、高齢者の居場所づくりと記載してありますが、子供を省略させていただきたいと思います。2つ目、高齢者の居場所づくり。高齢化社会問題2025の問題が過ぎました。高齢者の居場所づくりの取組をお話してください。(仮称)こども・若者相談センターについてですけれども、中核都市として独自に設置する(仮称)こども・若者相談センターは、児童相談所機能を含めた複合施設であると認識しています。施設内には一時保護所も設置されることですので、千葉県他の一時保護所と比較して機能、役割に違いはあるのですか。また、運営に当たる人員確保を含めてお示してください。4つ目、民生委員。今民生委員の不足が多いと聞いています。現代社会において何が問題かを、今後の運営についてどう対応するのかをお話してください。

続いて、4つ目は地域の諸問題となります。画像をお願いします。最初のこの画像は、地域の諸問題として道路に水があふれている状態となります。2つ目は、この道路上ではちょっと交通事故が多くて、民家のほうにも衝突されたということで問題が多くなっております。3枚目は、手賀の丘公園内の木材の伐採がこのように行われているという、そういった問題となります。画像を戻してください。まず、諸問題として組織改編。組織改編後の成果、課題につい

てお話しください。2つ目、柏たなか駅。市民の生活向上から、こういった点を考えてエスカレーター、または屋根つきの施設、そういったものが望ましいとなっています。この見通しは、どうなっているのでしょうか。3つ目、自治体新電力会社と太陽光発電。自治体新電力会社、かしわパブリックエネルギー株式会社の本年4月からの電気供給の開始となります。この令和7年度までの状況と今後の展開についてお話しください。4つ目、手賀の丘公園、手賀沼環境保全と今後。手賀沼は、都心に近い自然の湖沼です。手賀の丘公園を含めた一帯を地域の問題として考えていきたいと思えます。まず、手賀の丘公園キャンプ場の現在の状況を御説明ください。2つ目、手賀沼を含めた新たな取組を、沼周辺の散歩、探索ができる環境づくりを求める若者や地域の方からの声が多いです。公園造り、駐車場造り、トイレ造り、そういった点を市はどのように考えているのでしょうか。この無所属の会では、昨年12月22日に静岡県浜松市の浜名湖ガーデンパーク、この現状と公園運営の在り方を求めて視察を行いました。やはりこの浜名湖ガーデンパークは、花と緑がポイントとなって運営しています。手賀沼沿いで花と緑、こういったところに人を集める、集う、そういった企画、またそれから自然の安らぎで行事運営によって新たな人の来園をつないで、次世代利用者呼び込むつながり、こういった発信を柏市は求める必要があるのではないかと思います。以上で1問目を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） まず、私からは柏駅周辺まちづくりについて、旧そごう本館の解体工事の進捗状況に関する御質問についてお答えをいたします。令和6年6月から開始された解体工事につきましては、現所有者である三井不動産株式会社からこれまでのところ順調に進捗しているとの報告を受けており、本年12月の解体工事完了後に市へ土地が引き渡される予定です。柏駅という人や車の往来が非常に多い場所での大規模な解体工事のため、引き続き所有者と緊密に情報共有を図り、安全かつ円滑に工事が実施されるよう注視してまいります。なお、土地の引渡し後新たな建物を建築する再整備工事に着手するまでには一定の期間を要することが見込まれることから、敷地内への立入りなどによる事故等を防止するため適切な安全管理を行うとともに、併せて柏駅周辺のにぎわい創出に資する取組やまちの将来像を見据えた試みなど、暫定的な活用についても検討してまいりたいと思えます。次に、市立柏病院の建て替えに関する御質問についてお答えをいたします。市立柏病院の建て替えにつきましては、基本設計策定後の令和7年1月に施工予定者から約293億円の概算工事費が示され、この金額のまま建て替えを進めた場合、建て替え後の建設費負担が大きく、一地方自治体の努力のみでは持続可能な病院経営が極めて困難な状況となることから、基本設計の見直しを行い、可能な限り工事費を抑制するとともに、国と千葉県に対して公立病院の建て替え及び経営に関する財政支援を強く要望してまいりました。具体的には、昨年5月と6月に船橋市長と合同で厚生労働省と総務省、千葉県へ要望書を提出したほか、千葉県市長会や中核市市長会、全国自治体病院協議会を通じた要望を行うなど様々な機会を捉えて行っており、補助金と地方交付税の建築単価引上げのほか、病院経営への財政支援、経費上昇を踏まえた診療報酬改定の実施を強く要望しました。この結果、令和7年度の病院事業債の元利償還金に対する普通交付税措置の建築単価は1平方メートル当たり59万円から85万円に、千葉県補助金の基準単価は1平方メートル当たり約20万円から約40万円に引き上げられたところです。また、昨年11月28日付で閣議決定された国の補正予算案には、医療分野における施設整備の促進に対する支援462億円が措置されており、物価高

騰を反映した単価として時限的に1平方メートル当たり約7万円が上乘せされます。しかしながら、本市の施工予定者から示された概算工事費の建築単価は1平方メートル当たり約126万円であり、交付税措置の建築単価や県補助金の基準単価、物価高騰に対応した追加支援の単価と比較しますと、依然として大きな乖離があります。また、建築費の高騰が続いており、全国の公立病院建て替えにおいても事業計画の変更や中止を余儀なくされている状況を鑑みますと、実勢価格に見合った財政支援の要望は今後も継続していく必要があります。なお、診療報酬改定につきましては、厚生労働省が診療報酬本体を3.09%引き上げる方針を決定しております。大きな改定率ではあるものの、物価高や人件費増加のほか、施設整備に伴う減価償却費の影響を考えると、十分な改定ではないものと考えております。いずれにいたしましても、病院経営や建て替えを取り巻く環境は柏市だけではなく、全国的に厳しい状況が続いております。今後も市立柏病院が小児2次医療などの不採算医療や感染症対応など、公立病院に求められる役割を果たしつつ、将来にわたり持続可能な病院経営が行えるよう、引き続き基本設計の見直しを進めてまいります。次に、農業政策に関する御質問にお答えをいたします。農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足を背景に農業従事者が年々減少していることや昨今の生産資材等の価格高騰、また気候変動による農作物被害などで大変厳しいものとなっております。本市におきましても例外ではなく、農家数の減少は著しく、農業の後継者や新規就農者の確保と育成など、様々な課題が山積している状況であると認識しております。こうした中、課題解決に向け農業政策の部門計画である柏市都市農業振興計画を策定し、各種施策を推進しているところですが、現行の計画が今年度末で終期を迎えるため、現在次期計画を策定中でございます。策定中の計画案におきましては、エリアごとの特色や様々な経営規模が存在する柏の農業の特徴を踏まえ、柏市の農業が目指すべき将来像を多様な農業が続く柏、持続可能な都市農業の実現とし、その将来像の実現に向けた施策の方向性を示しております。施策の方向性として2つの柱、柏市農業の生産性の維持、向上と市民理解と都市農業の多面的機能の発揮を掲げ、農地の集積、集約、担い手の育成支援、耕作放棄地の対策、農業基盤整備や農産物の付加価値向上、地産地消の強化、多面的機能の発揮のための農地保全、環境に配慮した営農支援等、それぞれの柱に沿って各種施策を展開してまいります。また、計画においては、農地を維持し、耕作の継続につながる施策を農地、農業の担い手確保につながる政策を人、農業所得の向上につながる施策を所得と3つのキーワードで整理し、各施策の目的が市民の方にも分かりやすくなるよう示しております。引き続き農業者の声を伺いながら、地域の特性を生かした農業振興を推進し、持続可能な柏市農業の実現に取り組んでまいります。次に、災害に対する危機管理についてお答えをいたします。施政方針においてお示ししましたとおり、令和8年度当初予算案の重点テーマの一つとして、誰一人取り残さない防災、減災のまちを掲げております。本市では、これまで市民の生命及び財産を守るため物資の充足や避難所の質的向上、防災体制の強化に取り組んでまいりました。令和8年度当初予算案におきましては、発災後72時間を想定した防災備蓄品の計画的な更新、入替え、拡充を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄の強化や女性の視点を取り入れた備蓄品の充実を図ってまいります。あわせて、マンホールトイレや防災用簡易井戸の整備を進めるほか、近隣センター体育室への空調整備の設置により避難所となる施設の環境改善を行い、市民が安全に避難生活ができるよう引き続き防災体制の強化、環境整備に取り組む、自然災害に強いまちづくりを進めてまいります。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

〔副市長 染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君） 私からは、福祉、子供行政についての御質問のうち介護保険、高齢者の居場所、（仮称）柏市こども・若者センターに関する御質問についてお答えをいたします。初めに、介護保険に関する御質問についてです。全国的にも高齢化の進展により被保険者数や要介護認定者数が増加する傾向にございますが、本市におきましても要介護認定者数が2万1,000人を超えるなど着実に増加しており、新年度におきましても各種介護サービスの利用料は引き続き増加傾向で推移するものと見込んでおります。そのため、必要な方に必要なサービスが着実に行き届くよう新年度予算についても所要額を計上しているところでございます。一方で、歳入面における新年度の介護保険料収入につきましても、被保険者数の増加などにより今年度同様堅調な収入を見込んでおり、制度全体としては引き続き安定的な運営に努めていく考えでございます。次に、将来の展開についてでございますが、全国的な高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴い、制度を支える財政基盤や介護人材の確保が全国的な課題となっております。一方、年金を受給されている高齢者の皆様にとって日々の生活における保険料の御負担が決して小さくないことは、認識をしているところでございます。介護保険料につきましても、制度上3年ごとに見直しが行われることとなっております。今回は令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期柏市介護保険事業計画の策定に併せ、改定を行うこととしております。制度の持続可能性を保つことは不可欠でございますが、可能な限り急激な負担増とならないよう市としての基金の適切な活用や国への財政支援の要望など、計画的な制度運営に引き続き努めてまいります。次に、高齢者の居場所に関する御質問についてお答えをいたします。昨年令和7年10月1日時点で柏市の高齢者数は約11万4,000人で、人口全体の約26%となっております。今後2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、高齢化率が30%を超える見込みでございます。高齢者人口の増加に伴いまして高齢者の価値観やニーズは多岐にわたり、その人らしく住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、様々なライフスタイルに合わせた活動や場が必要であると認識をしております。こうした中、高齢者の居場所づくりにつきましては新たな施設整備ではなく、近隣センターやふるさとセンターなどの既存の地域資源を最大限活用することが効率的、効果的であるというふうにご考えているところでございます。居場所は、居心地のよい場所、また来たくなるような場所だけでなく、高齢者にとって健康づくり、フレイル予防に取り組める、様々な情報が得られる、暮らしの困り事やちょっとした不安が相談できる、さらには、誰かの役に立てるなどの生きがいや安心感を感じられることが必要であるというふうにご考えております。さらに、おひとり暮らしの方を定期的に見守り、穏やかに地域の中でつながる場所となることも求められている機能であるというふうにご考えております。現在市内には多くの居場所、通いの場があり、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に継続支援や情報発信を行っているところでございます。今後健康寿命の延伸と安心して暮らせる地域づくりを目指し、身近な場所で様々な活動に参加できるよう、既存の施設などを活用しながら居場所づくりを推進してまいりたいと考えております。最後に、（仮称）柏市こども・若者相談センターに関する御質問についてお答えをいたします。現在建設している（仮称）柏市こども・若者センターは、児童相談所機能を含む複合施設であり、施設内には一時保護施設も併設する予定でございます。一時保護施設は、虐待や養育環境上の問題等により一時的に保護が必要と判断した子供のための施設であり、子供の安全確保と最善の利益を最優先にして運営する施設でございます。本市における一時保護施設につい

ても法的な位置づけや基本的機能は千葉県が設置している一時保護施設と同様ではありますが、現在建設中のセンターの整備計画や基本設計等においては、家庭的な安らぎを感じる生活空間をコンセプトとして、現在施設整備を進めているところでございます。具体的には、一時保護所の居室については、学齢期の子供は個室とし、共有スペースとしてのリビングや中庭なども設ける予定でございます。また、人員体制につきましては、一時保護施設は保護した子供たちの生活空間でもあるため、夜間や休日も含め24時間体制で運営していくことになるため、児童福祉法等の配置人数等を踏まえながら適切な職員体制で運営をしております。なお、一時保護施設の職員体制といたしましては、子供の直接支援を行う児童指導員や保育士、心理職のほか、保護時の学習を支援する学習指導員等を含め、全体で30名程度の職員を配置する予定でございます。引き続き子供の心身ともに安全で安心した環境で生活できる一時保護施設となるよう適切な体制整備に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、学校教育に関する御質問にお答えいたします。初めに、令和9年度以降の学校給食費の無償化に関する御質問にお答えいたします。令和8年度につきましては、物価高騰対策といたしまして、小学校給食費の完全無償化と中学校給食費の半額助成を予定しております。これらにつきましては、国の給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施することといたしました。このうち小学校給食費の無償化の財源となる給食費負担軽減交付金につきましては、国が児童1人当たり月額5,200円を基準としている一方で、本市の給食費は月額5,800円であり、1人当たり600円の差額が生じております。この差額につきましては、令和8年度においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで対応し、完全無償化を実施することとしたものであります。議員より御質問のありました令和9年度以降の学校給食費の無償化につきましては、今後の交付金制度の内容や交付額、本市における活用方針等が現時点で明確になっておりません。国の支援制度は、一定の財源措置として重要な役割を果たすものであります。本市の実情に照らしますと、なお必要となる財源との間に差が生じているのが実情であります。したがって、令和9年度以降の無償化の継続につきましては、国の交付金制度の動向や本市財政の影響を総合的に勘案しながら、年度ごとに判断していくことになるものと考えております。学校給食費の無償化を恒常的に実施するためには、安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であります。引き続き国や県に対し制度の充実と必要な財源措置について中核市市長会や千葉県市長会等の枠組みを活用しながら、強く要望してまいります。次に、部活動の地域展開についてお答えいたします。柏市では、令和5年9月から地域展開を開始し、休日に実施していた部活動種目の受皿の整備は完了いたしました。また、新種目の開設や小学生の受入れについても関係団体と調整を進め、地域全体で子供のスポーツ、文化、芸術活動を支える環境づくりを進めているところでございます。財政面につきましては、市の単費としてKSCAへの3年間の立ち上げ補助と困窮世帯支援を実施し、受益者負担を基本とした持続可能な体制としております。また、運営団体であるKSCAは、活動の楽しさや喜びを大切に、家庭の負担軽減にも配慮した運営を行っております。一方、課題といたしましては、大きく2点ございます。1点目は、大会運営を担う人材の確保、育成です。2点目は、連絡、勤怠、労務管理等において複数のアプリを使用していることによる現場の使用負担感であると把握しております。今後も国の動向や現場

の声を踏まえK S C Aと協議を重ねながら、柏市の部活動地域展開を着実に進めてまいり所存です。私から以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、児童の朝の居場所づくりについてお答えいたします。現在保育園などの登園時間と小学校の登校時間のギャップにより生じるいわゆる朝の小1の壁が全国的な課題となっております。こうした状況を踏まえ、本市におきましても朝の児童の居場所づくり事業の実施に向けた検討を始めております。今年度につきましては、複数の学校に職員が出向き、現地で児童の登校時間等の実態調査を実施したほか、東京都内をはじめとする先進自治体の視察を行っております。また、運営方法や課題について調査研究を進めるとともに、保護者の皆様から御意見を伺い、ニーズの把握にも努めております。これらを踏まえ、令和8年度は運営体制の検討や実施場所の選定など制度設計を進め、下半期にはモデル校として数校で試行的に事業を実施し、その成果や課題を整理しながら、今後の本格実施に向けた検証を行ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、校内フリースクールの具体的構想に関しまして設置の目的、支援内容、体制や環境の整備の3点からお答えいたします。1点目、設置の目的でございますが、校内フリースクールは学校には登校できるものの、様々な背景や事情により学級に入ることが難しい児童生徒に対して校内に安全、安心な居場所を用意することと学習の機会を保障することを目的として設置をしております。2点目、支援の内容についてですが、校内フリースクールでは、まず様々な背景や事情を抱える一人一人の児童生徒に対して、常駐する職員が思いや考えを傾聴します。その上で児童生徒がどうしたいのかを一緒に考え、学校生活や学習に対する意欲を引き出すための支援を行います。意欲が高まってきたら、一人一人に合った学び方を選択し、学習や体験活動等に取り組んでいきます。また、人間関係を築くための土台づくりも必要であると考えておりますので、人間関係づくりについて学ぶ機会も適宜設けております。これらの支援を通して、様々な背景や事情を抱える児童生徒を一人も取り残さないようきめ細かく対応することが重要であると考えております。3点目、体制や環境の整備についてですが、さきに述べた支援を適切に行っていくために教員免許所有者を校内フリースクールに常駐させております。家庭教育との関わりという観点も含めまして、児童生徒や保護者が孤立することのないよう常駐職員や学級担任、管理職、保護者等で対話を積み重ねながら、チームで一人一人の児童生徒に丁寧に対応できる体制や環境を整えているところでございます。また、不登校の低年齢化に対応するためには、不登校の状態に至る前の登校渋りを始めた段階での児童の支援を行っていくことが肝要です。そのために次年度7つの小学校に校内フリースクールを設置しますが、今後数年間で全小学校に設置できるよう準備や検討を進める計画でございます。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、福祉、子供行政のうち民生委員についての御質問にお答えいたします。今年度の一斉改選後の民生委員の現状についてでございますが、令和7年

12月1日時点で定数587名、委嘱者478名、委嘱率は81.4%、109名の欠員が生じております。なお、令和8年3月1日に新たに28名を追加委嘱し、506名となり、委嘱率は86.2%、欠員は81名となりました。国の委嘱率が91.7%となっておりますので、追加の委嘱後でも本市は5.5ポイント低い状況であり、成り手不足が深刻な課題となっております。この背景には、定年延長、家族介護などの家庭内負担の増加、地域コミュニティの希薄化といった社会情勢の変化があると考えております。本市では、民生委員、児童委員の候補者の推薦は町会、自治会、区等に、また主任児童委員はふるさと協議会に依頼し、地区の実情に合った人選をお願いしているところでございます。しかしながら、このような背景から地域人材の発掘に苦慮されているとの声を推薦母体の方から伺っております。また、現在民生委員として活動されている方の中には、相談内容が複雑化、専門化してきたことによる心的負担の蓄積や欠員地区への対応による予定外の業務、行事や会議への参加依頼への対応による負担感等から再任を見送られる事例も生じているところでございます。市民の方々にとって民生委員活動のメリットが見えづらく、負担が大きいという印象を持たれ、敬遠されている現状があるのではないかと推測しております。本市の委嘱率を上げるためには推薦母体の拡充を視野に入れるとともに、広く市民の方々に民生委員の活動に興味を持っていただけるよう、活動内容の紹介や活動いただけるような活動から得られるやりがいを積極的に発信していくことが必要であると考えております。また、民生委員が会議や行事の出席等を含め、本来の職務を超える過度な負担を負うことのないよう配慮するとともに、民生委員の御意見も伺いながら活動しやすい環境の整備に努めてまいります。民生委員は、子供や障害者、高齢者など世代を問わず地域住民の身近な相談役でもあり、地域福祉の担い手として重要な役割を担っていただいていることから、今後も成り手不足の解消に向け他市や先進市の取組を調査研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） 私からは、組織改編の成果、課題についてお答えいたします。本市におきましては、市民サービスの向上と行政課題への的確な対応を目指し、これまでも組織改編を実施してまいりました。近年の事例で申し上げますと、令和4年度に危機管理部の設置や令和5年度には健康医療部を設置するなど、重点分野における体制強化を図ったところで。危機管理部につきましては、危機管理政策課を新設したことで、政策立案機能と危機対応機能の役割を明確化いたしました。これにより平時における防災、減災施策の企画立案と有事における迅速かつ確かな危機対応との両立が可能となり、市民の安全と安心を守る体制の強化が図られたものと認識しております。また、健康医療部につきましては、従来介護予防は保健福祉部、健康づくりは保健所、高齢者保健事業は市民生活部と健康寿命延伸に関する取組が複数部署に分かれておりました。これを健康医療部に一元化することにより、統合的かつ効果的な施策展開が可能となったところで。一方で、今後の課題といたしましては、組織改編後の人員配置の最適化や専門性の高い職員の計画的な育成といった点において継続的な取組が必要であると認識しております。今後はこれらの状況も踏まえ、組織横断的な課題に対する機動的な対応体制の構築、デジタル化による業務効率化の推進、そして組織改編効果の定期的な検証を行いながら、市民サービスのさらなる向上を目指してまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、地域の諸課題についてのうち柏たなか駅についてお答えいたします。柏たなか駅周辺は、TX開業から開発が進み、駅を利用される方も年々増えております。既に駅東西にエレベーターは設置され、バリアフリー対応は済んでいるものの、さらなる利便性向上を目的にエスカレーターの設置を計画し、令和7年度から令和10年度までの4か年の継続事業として進めているところです。既に工事発注手続は行いましたが、令和8年2月時点で請負業者は選定されていません。現在再度入札公告を行うために工事内容の精査や関係部署と協議を行っているところです。今後は、早期に請負業者が決定できるよう取り組んでまいります。請負業者選定後のスケジュールの見込みといたしましては、エスカレーター製造に時間を要するため、継続事業後半の令和9年度以降の現場着手を考えております。また、屋根の設置につきましては、エスカレーター上部はエスカレーター本体工事に含んでおりますが、自由通路部分は別途検討を進めており、令和8年度予算にて詳細設計委託費を計上しております。こちらにつきましても、エスカレーター整備と併せて事業を進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、自治体新電力会社と太陽光発電に関する御質問についてお答えいたします。新電力会社かしわパブリックエネルギー株式会社は、柏市、柏商工会議所及び株式会社千葉銀行の出資により令和7年4月18日に設立いたしました。その後電力供給開始に向けた準備を進め、12月26日には電気事業法に基づく資源エネルギー庁の審査を完了し、小売電気事業者として登録されたところです。現在令和8年4月1日から市の公共施設など95施設に対し約2万メガワットアワーの電力供給を行うため、最終的な準備を進めております。かしわパブリックエネルギー株式会社から供給される電力は、全てカーボンフリー電力となることが予定されており、公共施設の二酸化炭素排出量を年間8,200トン削減することが可能となります。令和6年度の公共施設からの二酸化炭素排出量が約2万7,500トンであることから、約30%程度の二酸化炭素排出量の削減効果が期待できます。また、電力としてこれまで外部に売電していた南部クリーンセンターで発電される余剰電力を活用することで、地域外に流出していた電気代や余剰電力を市域内で循環させることが可能となります。今後の事業の方向性として、公共施設への電力供給の拡大や市民及び市内事業者との売買電開始に向けて、公共施設に設置した太陽光発電設備の余剰電力の活用や市民や市内事業者が所有する太陽光発電余剰電力の購入を推進するとともに、かしわパブリックエネルギー株式会社の事業収益を再生可能エネルギーのさらなる普及拡大などに再投資することを予定しております。これにより市内で生産された電力を市内で消費するエネルギーの地産地消の取組に貢献できるよう、市としても出資者の立場としてかしわパブリックエネルギー株式会社と連携して取り組んでまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、地域の諸課題のうち手賀の丘公園、手賀沼環境保全と今後の2点についてお答えいたします。初めに、手賀の丘公園についてお答えいたします。手賀の丘公園は、平成4年4月に開園した約26ヘクタールの総合公園であり、誰もが入れる森を

コンセプトにじゃぶじゃぶ池やアスレチック遊具、バーベキュー広場などを整備し、市民の皆様のレクリエーションの場として親しまれてまいりました。その一方で、開園から約30年が経過し、公園に対するニーズの変化や施設の老朽化が進む中、令和元年8月に新たな付加価値の創出、日常的な公園利用の促進、さらには周辺エリアのにぎわい創出を目的として、民間事業者による事業提案の公募を実施いたしました。この結果、キャンプやバーベキューなどアウトドアを主体とした事業提案を行った株式会社R E c a m pを選定し、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を行い、民間運営によるキャンプ場を新たな公園施設として設置したところがございます。キャンプ場の設置期間につきましては、令和2年度から令和11年度までの10年間としておりますが、1回に限り更新できることとしており、最長20年間の設置が可能となっております。これまでのキャンプ場の利用状況につきましては、事業開始初年度となる令和2年度の利用者数は年間約1万9,000人でしたが、令和6年度には約2万9,000人となっております。本事業により手賀の丘公園の新たな魅力が創出され、公園利用の促進につながるとともに、手賀沼周辺の観光スポットの一つとして地域活性化にも一定の効果をもたらしているものと考えております。現在は、さらなる公園の利用促進に向けまして、事業者によるキャンプ場のリニューアル工事として初心者向けのグランピングサイトの新設や一部エリアのオープンキャンプサイト化を行っており、令和8年4月のリニューアルオープンを予定しております。また、キャンプ場の運営上の課題でありました園内を走行するキャンプ場利用者の車両と歩行者の動線の錯綜につきましても、今回のリニューアル工事に併せて車両の走行ルートの見直しを行い、安全性の向上を図ってまいります。今後も民間事業者と連携しながら、自然環境を生かしたアウトドア事業の展開を通じて手賀の丘公園の魅力向上に努めてまいります。続きまして、手賀沼の環境保全と今後についてお答えいたします。手賀沼は、都心から最も近い天然湖沼であり、開放感のある水辺環境やサイクリング、ランニングが楽しめる環境、四季折々の自然を体感できる貴重な地域資源であると認識しております。また、その周辺には公園や道の駅など拠点施設が整備されており、本市の重要な観光交流資源となっております。さらに、JR常磐線北柏駅からのアクセスにも優れており、市内外の多くの方々が気軽に訪れ、自然豊かな環境を体感できるポテンシャルを有しているものと考えております。議員御提案のとおり、手賀沼の自然環境を生かした公園整備など周辺地域の魅力を一層高め、新たな集客につなげていくことは本市にとって重要な視点であると認識しております。このため、現在北柏ふるさと公園に隣接する手賀沼湖畔において自然を身近に体感できるデッキの整備を進めており、令和8年夏頃のオープンを目指しておるところでございます。引き続き庁内関係部署と連携しながら、手賀沼周辺地域の魅力向上と市のブランド力向上につながる効果的な取組について検討を進めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、村越誠さん。

○10番（村越 誠君） まず、柏駅周辺のまちづくりについて。柏駅第一ビル、スカイプラザ柏、そういったビルの再整備に関して、地権者との協議の進捗はどうか、また市民の声は反映されているのか。続いて、もう一問としては、柏駅東口の交通広場を再編することですが、この柏駅周辺の交通網をどのように検討していくのか、お願いします。市立柏病院。この具体的な予算への対応として考えた場合、やっぱり工事費の抑制が大事ではないかと思えます。建築規模の大きさ及び構造的な対応、対策はあるのかどうかをお話してください。農業政策について。基盤整備こそ現在の農業政策における必要な最大の課題であると考えます。この基盤整備には、

膨大な予算が必要となります。国、県、そういったところの考えはどのように捉えているのか、お話しください。災害に対する危機管理。令和8年度に下水道が整備されている小中学校にマンホールトイレの整備が完了するという見通しを聞いています。また、千葉県の危機管理政策課、これが災害による避難所設置時のトイレカー6台購入という県の広報紙を見ました。柏市の対象としてはどうなるのか、またこういったところ、県との連携をどのようにしていくのか、お話しください。2つ目が通勤、通学に利用されている柏駅です。市民以外の避難者の基本的対応の考え方はどうなのか、どう捉えているのか、11月11日の柏市総合防災訓練の成果、課題を含めてお話しください。

続いて、学校給食関係。中学校の学校給食費の無償化を実施するためには、費用はどのくらいかかるのか、お願いいたします。部活動の地域展開です。活動場所としての中学校のグラウンド、体育館はどのように今なっているのか、お願いします。2つ目、諸問題発生時の対応マニュアルにおいて、K S C A、こういったところの対応、または学校職員の関わりはどうなるのか、お話しください。

介護保険となります。2040年問題を含めて地域包括ケアシステムの計画、仕組みについてお話しください。(仮称)こども・若者相談センターです。専門職も多数配置するとの計画ですが、やはり一時保護した子供たちの学びや学習の機会を確保することが大変重要であると考えます。学習指導員の配置も予定しているとのことですが、具体的にどのような業務を担う予定なのか、またその人材確保はどのような状況なのか、お話しください。この(仮称)こども・若者相談センターには専門職である児童心理司や児童福祉司、こういった方々も必要です。この確保の見通しはどうか、最終的には総勢何人の体制なのか、お答えください。

組織改編についてです。組織運営としては、やはり会計年度職員の活躍が不可欠だと思います。この実情と役割分担をどのように行っているのか、お話しください。柏たなか駅です。工事予算の増額や材料、製品の遅れなどにより、これからも問題が発生すると予想されます。生活の利便性向上として、これはやはりエスカレーター、自由通路のシェルター設置、これは必要であると考えます。こういったところを御説明ください。自治体新電力会社と太陽光発電です。各家庭に設置されている太陽光発電が今いろんな場所で行われています。補修や点検の仕組み、これはどのようになっているのか、また最終的な部材の処分対応は決定しているのか、国、県、柏市の考えをお話しください。以上です。

○議長(坂巻重男君) 答弁、都市部長。

○都市部長(坂齊 豊君) 柏駅東口再整備についてお答えさせていただきます。3点でございます。まず、1点目、地権者との協議状況というところでございますが、こちら昨年12月に第12回目、そして今年2月に第13回目の地権者会合のほう開催させていただいたところでございます。この中で想定される事業手法等を御説明させていただきました。そういった中で、各ビルごとのどういった御負担が発生するかといったところのイメージを御提示させていただいたところでございます。今後につきましては、各地権者を市のほうで個別にヒアリング、2月から実施しております。この中で各地権者の意向の集約を進めていければなというふうに考えているところでございます。2点目の市民の声を反映されているかというところでございますけれども、こちら昨年度柏駅前空間の市民アンケート、これが約1万人の方からお声をいただいております。非常に多くの方からお声をいただいたということで、柏駅前がよりよい空間になるということをややはり市民の皆様が期待されているのではないかとというふうに認識しております。こうい

ったアンケートにニーズが高かった、例えば駅前のオープンスペースであるとか、あとは今やはり課題となっております交通広場の改善、こういったところに注力させていただければなどというふうに考えております。3点目の交通広場の再編の件でございます。東口の交通広場につきましては、既存の課題として例えばバス、タクシー、一般車の走行動線が錯綜していたり、あとタクシーの逆乗りというところもよく言われておりますけれども、こういった課題がございます。この再整備の中でこういった課題を解決できないかということで、今検討を進めさせていただいております。柏駅周辺ということでございますけれども、こういった駅前広場の交通広場の改善によってその周辺も交通も改善されるように取り組んでいきたいと思っております。令和8年度については、バス、タクシーといった交通事業者であったり、あと千葉県警さん、交通管理者との協議、こちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 小倉健康医療部理事。

○健康医療部理事（小倉孝之君） 市立柏病院再整備事業についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、病院建て替え後も持続可能な病院経営を行うためには財源確保に加え、工事費の抑制は不可欠であるものと考えております。このため、現在可能な限り工事費を抑制できるよう基本設計の見直しを進めております。新病院に求められる役割や強化する機能を可能な限り残すことを基本としながら、患者の利便性やスタッフの働きやすさ、経営への影響なども踏まえ、建物配置案や工事計画、既存施設の活用、建物内の諸室の見直しによる面積の削減などを検討しているところです。なお、構造につきましては、見直し前の基本設計、令和6年7月策定ですが、こちらで想定しておりました鉄骨造りを検討しているところです。以上です。

○議長（坂巻重男君） 経済産業部長。

○経済産業部長（込山浩良君） 私からは、農業政策のうち基盤整備の課題に関しましての質問にお答えいたします。国におきましては、将来の食料供給基盤への投資としてこの基盤整備事業を捉えているものと認識しております。安定的な国内生産体制の確立と、生産性の向上を目指して農地の集積、集約を通じた農地の大区画化や排水改良などの事業に取り組んでいるものと認識しております。このような制度を活用する上でも、市といたしましては一つの方法として昨年度策定いたしました地域計画、こちらを活用してまいりたいというふうに考えております。この地域計画策定後も農地の効率的な利用に向けて地域ごとの課題を地域の皆様と協議を重ね、話し合いの中から解決していくものでございます。水田、畑などその地域に合う基盤整備の方法などを地域の皆様と話し合いながら進めていくことが大切でありますので、地域計画の協議の中で地権者、耕作者、土地改良区など、対応しながら課題解決に対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 危機管理部長。

○危機管理部長（熊井輝夫君） 私からは、災害に対する危機管理について3点お答えいたします。まず、マンホールトイレの整備につきましては、災害時における衛生環境の確保の上、極めて重要であり、避難所生活の質の向上にも直結することから、計画的に整備を進めており、来年度中学校5校を実施いたしましたして、議員発言のとおり令和8年度までに公共下水道が整備されている全ての市立小中学校において設置を完了する予定となっております。次に、千葉県が導入いたしましたトイレカーにつきましては、市からの災害派遣要請に基づき被災地の状況等を勘案した上で、千葉県知事が派遣先を決定する仕組みとなっております。また、平時にお

いても防災訓練やスポーツ、文化、教育等の催物の際に借り受けることが可能となっておりますので、そのような際には千葉県に要請することを検討してまいりたいと考えております。ちなみに、柏市でも今月中には4トン車と軽トラック型のトイレカー2台が配備される予定となっております。次に、帰宅困難者対策についてです。昨年11月の柏市総合防災訓練でテーマとしましたとおり、帰宅困難者対策は重要な施策であると認識しております。また、今回の訓練においては、一時滞在施設のさらなる拡充の必要性や食料等の備蓄品の充足、保管場所の確保などの課題を確認することができました。本市では、東日本大震災後の平成24年に柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワークを設立いたしまして、駅前商業者などの関係団体と連携を図り、受入れ態勢の構築や情報共有の仕組みづくりを進めているところでございます。今後につきましても関係機関と連携を一層強化して、一時滞在施設の確保、拡充、備蓄物資の計画的な配備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、中学校の学校給食費の無償化に関する費用についてお答えいたします。現在の見込みですと、年間で約7億6,000万円かかると見込んでおります。以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、部活動に関しまして2点お答えいたします。まず、K S C Aの活動場所としての中学校のグラウンド、体育館についてでございます。K S C Aは、協定上、柏市立学校施設目的外使用規則に基づき学校教育活動の次に優先的に利用できる扱いとしております。2点目、諸問題発生時の対応に関してでございますが、生徒の安全を最優先に関係者が連携して対応いたします。その際、現場の指導員のみでの対応が難しい場合は、エリアマネージャーやK S C A事務局と速やかに情報を共有し、組織として対応をいたします。あわせて、保護者に連絡を取り、必要に応じて学校とも連携をいたします。なお、保護者等からはメールによる問合せが可能であり、専用のコールセンターも設置済みでございます。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 吉田健康医療部理事。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 私のほうからは、2040年問題含めて地域包括ケアシステムの仕組み、計画というところでお話しさせていただきます。

今お示しいただいた2040年問題というのは、1971年から74年生まれの第二次ベビーブーム世代、団塊ジュニア世代、こちらが65歳以上となるため、我が国の高齢者人口が最大となることに起因する社会課題の総称ということで捉えております。このことを踏まえまして、現在各自自治体では地域包括ケアシステム、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう医療、介護、住まい、予防、生活支援等の地域の包括的な支援、サービス提供体制を構築すると、これが地域包括ケアシステムというふうと呼ばれておりますが、こういったシステムを構築するということを目指しているところでございます。柏市については、柏市高齢者いきいきプラン21の計画の中でこのシステムの構築を行ってございまして、現在は深化、推進というバージョンに向けて取組を進めております。柏市では、これまで全国に先駆けて医療、介護の多職種連携による在宅医療体制整備であったりとか、それから地域や多職種が連携をいたしまして、科学的根拠に基づいたフレイル予防の推進といった取組を進めてございまして、これら一定の効果とともに、地域包括ケアシステムの主要な柱となっていると

いうふうに捉えております。2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進につきましては、生産年齢人口の減少、そして高齢者人口の増加ということを見据えまして、本人の意思決定と支援、それから相談支援体制、支え合う地域づくりなどの強化、充実を図る必要があるというふうに考えております。次年度におきましては、令和9年度からの第10期プランを策定を行いますので、これまでの取組をさらに発展させて、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君）　こども部長。

○こども部長（依田森一君）　私からは、2点お答えいたします。まず、一時保護所に配置する学習指導員の業務内容でございますが、一時保護している子供の学習支援、子供の学力に応じた教材の検討、作成、在籍校や教育委員会等の連絡調整等となっております。また、この学習指導員は、一般任期付職員として2名配置する予定でおります。次に、こども・若者相談センターの職員数でございますが、社会福祉等の児童福祉司が35名程度、児童心理司等の心理職が20名程度、保健師が7名程度、一時保護所の担当職となる保育士等が30名程度で、専門職と事務職を合わせまして全体で120名程度配置する予定でおります。以上です。

○議長（坂巻重男君）　総務部長。

○総務部長（鈴木 実君）　私からは、会計年度任用職員につきましてお答えをさせていただきます。本市の会計年度任用職員につきましては、窓口業務でありますとかデータ入力などの事務補助的な業務のほか、保育や教育など専門性のある分野においても幅広く御活躍をいただいております。また、正規職員が育児休業であったり、あるいは病気休暇を取得する際の代替要員としても重要な役割を担っていただいております。職場の業務継続でありますとか、市民サービスの維持に御貢献をいただいております。一方、中核市などと比較しますと、柏市の会計年度任用職員については人数が多いというような実態もございますので、従事する業務の性質でありますとか責任の程度などに応じまして、会計年度任用職員の任用制度の適正な運用に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（坂巻重男君）　土木部長。

○土木部長（内田勝範君）　私から柏たなか駅のエスカレーターについてお答えいたします。この事業は、駅利用者の利便性向上とまちの活性化に資する事業と捉えておりますので、まずは請負者を早期に決めていくことと、事業後も物価上昇等により事業費が増加する可能性はありますけれども、必要な手続を取りながら工程に影響を与えないように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（坂巻重男君）　環境部長。

○環境部長（後藤義明君）　私から太陽光発電に関する御質問にお答えいたします。太陽光パネルの保守点検につきましては、太陽光発電システム保守点検ガイドラインなどによりまして各設置者において劣化や破損の状況を確認の上、補修作業、消耗品部品の交換、設備更新時期の検討を行うこととされております。また、処理の方法につきましては、専門技術によりまして分解されまして、ガラス、プラスチック、金属等の資源としてリサイクルされるとともに、リサイクルされない、できないものにつきましては最終処分されるなど、廃棄物処理法に基づいた適正処理がされております。なお、将来の多量の排出に備えまして、国においては新法制度の検討がなされているとともに、リサイクル技術の検証やリサイクル設備に関する支援制度も並行して行われているところでございまして、引き続き国、県の動向には注視してまいりたい

と考えております。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第3問、村越誠さん。

○10番（村越 誠君） （仮称）こども・若者相談センターですけども、やはりこれ青少年健全育成、そういった団体と児童相談所には大きな違いがあるものだと私は前から思っています。ちょっとこれも要望というか、聞いていただきたいんですけども、そうなってくると片方は子供と遊ぶ姿が評価され、片方は親と子供の接し方、指導もあるし、励ましもあるし、そういった形で、やっぱりそういったことが必要じゃないかと思うんですね。児童相談所関係では、やっぱり子供の話を聞いたり、励ましたり、認めると、そういったところの動きが求められるものじゃないかなとも思います。これも要望として、今後こういったところの内容についてはまたいろいろ質問していきたいと思うんですけども、そういったような考えがあるので、青少年施設のほうと児童相談所は多少違った部分があるなというところを今後体制づくりの中ではやっていって、考えていってほしいなというふうに思います。

ちょっと今度学校教育部長のほうにお話ししますけども、これ柏市は以前部活動指導者というのをやっていたとの記憶があるんですけど、そういう中では学校の生活を理解していない外部指導者が部活の時間帯だけ来て、子供がその一日どういうふうに動いたか、そういったところを把握しないままで子供の単なる動きを見ただけで指導していくところで問題がやっぱり発生したというときもあると思うんですね。そういったところを考えたときには、やはり指導者と学校の関係者の連携をよくしていき、また指導者と家庭へのつながりも確かなものにしていって、その子供もどうしたいのか、何に目が輝いているのかって、そういうところを早く意見交換して察知して、取り組んでいくことが必要じゃないかなと、これも要望でいきます。（私語する者あり）要望でいいんです。そういったところでやっぱりこれは必要じゃないかなと思います。やはり部活動の大会で勝つこと主義があるけども、その経験から得たものというのはすごく大きな課題になる部分もあると思うんですね。私もちょっと勝てなかった時期もあったけども、県で2番で負けちゃったけどね。だからそういったところで、これ勝つことだけをじゃ練習、練習というふうに持っていく、もしKSCAがそういう考えならば、これはやっぱり外部からまた違う人が指導に入るべきだと思うんですね。だから、そういったところで勝つ以外にも、オリンピックも金、銀、銅とあったら金を目指していくという目標もあるけども、やっぱり銅でもこれ評価されることもあるし、4番、6番でもこれはすごくプラスになると思うんですね。そういったところでKSCAの指導においても、またはKSCAのほかでも指導の団体ができているんだろうと思うけども、そういったところでもそういったような形でやっぱりやっていくことが必要じゃないかなというふうにも思います。児童生徒はすごく大きな存在でもあるし、それを団体の指導者と家庭とみんなでやっていく、見守っていく、指導していく、そういった体制が必要じゃないかなと思います。これもどこかで時間あるときにゆっくりとまた質問させていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（坂巻重男君） 以上で村越誠さんの代表質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前 11時51分休憩

○

午後 1時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、市民サイドを代表して林紗絵子さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔16番 林 紗絵子君登壇〕

○16番（林 紗絵子君） 市民サイドの林紗絵子です。会派を代表して質問いたします。先月28日、核協議中の奇襲のような形でアメリカとイスラエルがイランへの軍事行動を開始しました。被害は民間人にまで及び、イランの反撃が湾岸諸国にも広がっています。どんな理由があろうとも、人が人の命を奪う行為に正義はありません。防衛、抑止力という大義名分の下に、軍拡を進める日本も同じです。武器輸出の規制緩和により何の罪もない命が日本製の兵器によって奪われる未来が現実になりつつあることを私たちは今自分事として考えなければいけないと強く思います。

それでは、通告を一部割愛して、順次質問いたします。まず、財政運営についてです。令和8年度も柏市の予算規模は大きく膨らみました。人口増や賃金上昇により個人市民税などの増収が見込まれていますが、旧そごう柏店の土地取得のための都市整備基金繰入れや公共施設整備基金、財政調整基金からの繰入れが目立ちます。これまで本市では財政調整基金を積み増し、来る財政難に備えてきましたが、既に残高の減少が始まっています。予算案では令和8年度末の残高は約106億円、これは標準財政規模の11.3%に当たり、適正な目安とされる10%を上回りますが、歳出面で社会保障費のさらなる増加や公共施設の老朽化対策の負担が続きます。財政調整基金は取り崩されていき、令和17年度には枯渇する推計です。一方、歳出面では、物価高や人件費上昇の影響が色濃く見えました。特に強く感じたのは、これまで大規模にリノベーションしてきた近隣センターや学校の改修を防水外壁改修やエレベーター設置、内装改修などに限定したリフォームへと方針転換した点です。多くの公共施設が老朽化している今、複数館、複数校の改修を同時に進めるための転換でもあると聞いていますが、物価高や人件費上昇に伴うコストの増加をカバーできず、これまでと同じ水準のサービスの維持が難しくなっている面もあるのではと考えます。改修の規模を縮小してもなお以前と同等のコストがかかることも聞いていて、今後の改修や建設事業の行方に不安を覚えます。令和8年度予算の算定に当たり、物価高や人件費上昇の影響で内容や進め方を見直した主な事業についてお示してください。自治体財政の慢性的な財源不足は全国的な問題です。地方交付税の法定率の引上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度改革が必要と考えますが、国では議論が進んでいるのでしょうか。

次に、計画策定についてです。本市に限りませんが、計画と名のつくものが無数にあります。自治体の規模にもよりますが、法令で策定が義務づけられているものだけでも数百種類あると言われ、さらに法令で策定が努力義務となっているものや策定できるという規定になっているものが加わります。国では、地方自治体に対し法令上新たな計画の策定の義務づけは必要最小限にすること、努力義務やできる規定、通知等によるものも新設しない、できる限り地方自治体に委ねることを原則とすると示しています。総合計画についても2011年までは策定が義務づけられていましたが、現在は任意です。一方で、法令上または運用上財政支援等の要件とされている計画、つまり作成しないと国から予算がもらえない計画もあります。自治体財政を少しでも安定的に運用するため、その時々必要性に迫られて義務的に策定された計画は、内容が重複していたり、適切なすみ分けができていないもの、あるいはつくること自体が目的化しているようなものはないのでしょうか。まず、本市には現在どのような計画が存在しているのか、

全体像をお示しください。本市でも全ての計画を整理し、統合や集約化、手続の変更によって進める必要があるのではないのでしょうか。

次に、柏市こども計画について伺います。2月16日に子ども・子育て会議が行われ、新たに計画の策定スケジュールが示されました。資料をお願いします。あまりに拙速だった当初案が見直されたこと自体は前進ですが、進め方に問題があります。今も事務局のこども政策課がつくった素案を子ども・子育て会議で修正して策定することが前提で進められていますが、計画の肝である基本構想や基本目標は本来子供の意見を受けて、子ども・子育て会議の委員が話し合っただけで決めていくべき内容であり、その専門性を持った委員もいます。一度白紙に戻し、委員主体で内容を決める形に仕切り直すべきではないのでしょうか。2点目です。子供からの意見聴取が途中なのに、今月の会議の後にパブコメ案をつくるスケジュールも問題です。こども計画の策定に必要な子供の意見は、量的にも質的にも足りません。これまで実施したアンケート調査は、誰にどのように何のために何を聞くのか、その意見はどのように計画に反映させるのか体系的に考えられていませんでした。行き当たりばったりのアンケートを重ねても意味のある調査にはなりません。1月にこども家庭庁のサポートの下、ファシリテーターをお呼びして実施したこどもまんなかワークショップは、参加人数は僅か8人でしたが、子供の意見尊重をテーマとしたよい内容だったと聞いています。今月もアンケートを実施する予定ですが、ワークショップで学んだことを生かして改善が見られることを期待します。しかし、そもそも子供たちからどのように何を聞くのか、調査の在り方からまず子ども・子育て会議で話し合っただけで決めていくべきではないのでしょうか。揭示終わります。次に、乳児一般健康診査について伺います。先日5か月の赤ちゃんを持つ母親から乳児健診の相談がありました。乳児健診は、生後3か月から6か月の間の1回、9か月から11か月の間に1回受けることが推奨されている健診です。委託医療機関で受けることができ、受診票によって上限6,638円が公費助成されます。母親が地域の医療機関で乳児健診を受けようとしたところ、予防接種を計画どおり受けるつもりがないのなら、うちで健診はできないと拒否され、困っているという御相談でした。患者は医療行為について十分な説明を受けた上で、自らの意思で治療方法を選択、同意、拒否する自己決定権を持っています。これは、インフォームド・コンセントの原則に基づく基本的な人権の一つです。そして、医師には応招義務があり、医師法で正当な理由なく診察や治療の求めを拒んではならないことが定められています。2019年の厚労省通知を見てもワクチン未接種を理由に健診を拒むことは差別的な取扱いに当たり、正当化されません。ワクチン未接種などを理由に診療を、ましてや公費で進められている乳児健診を拒否すべきではないことを医師会に周知し、必要であれば医療機関を指導すべきではないのでしょうか。

次に、行政運営について伺います。近年審議会などを傍聴したりする中で、その在り方に疑問を持つことが増えました。一番強く感じたのは教育政策審議会です。柏中学校区の義務教育学校計画が公表された後、多くの議員が大規模校化の問題を指摘しました。その後に策定された柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針では、文科省の適正規模を無視した学校の望ましい規模が設定され、随分乱暴な形で大規模校化が正当化されてしまいました。案が公表された際のパブリックコメントで市民からも大規模校化への懸念と反対の声が数多く示されましたが、教育政策審議会がこの意見を受けて大きく内容を修正することはないままでした。事務局職員に都合のよい提案ができてしまう計画策定の問題、パブリックコメント制度が形骸化している問題、そして委員が市民の声を代弁できず、追認機関のようになってしまう問題が露呈

されました。当時の審議会委員の構成は主に校長やP T A、学識経験者などでしたが、会長に選任されたのは以前から小中一貫教育を推進し、国の審議会委員も務めた経験がある千葉大学名誉教授の天笠氏であり、初めから小中一貫教育を推進する、つまり義務教育学校計画を進めるために呼ばれたのではと思いました。審議会では、委員の一人が「小中学校の規模が妥当でもその学級数がそのまま義務教育学校に適用されることには疑問を感じる、視察した八千代市の学校は1学年2学級で構成され、バランスがよいと感じた、義務教育学校についてはもっと小さい学校があってもよいと思う」という旨の意見を述べています。しかし、教育政策審議会では、この意見について特段の議論がなされないまま原案をほとんど修正せず、大規模校を望ましい規模に設定しました。教育政策審議会に限らず、多くの附属機関で事務局提案を大きく修正せず、そのまま通す運用が当たり前になっています。職員側もそのような運営で構わない、むしろ楽でよいとする風潮ではないでしょうか。様々な視点で様々な意見が出され、闊達に議論を交わし、最善を導き出すのがよい会議です。本市の附属機関も様々な意見の出る場にしなければいけません。ましてや多くの市民の声を無視する軌道修正できない附属機関に意味はあるのでしょうか。附属機関の委員の選任の在り方についてお示してください。

次に、指定管理者制度について伺います。指定管理者制度は、2003年に設けられた公共施設の管理運営に民間手法を促す制度で、市民サービスの向上や行政コストの削減を目的としています。管理者の選定には競争性が保たれるべきですが、指定管理者制度は更新するにつれ応募者が減ることが全国的な問題として指摘され、本市でも1社応募が続いています。応募者が少ないことが予見できれば、予定額に近い提案になって、コスト削減は見込めず、サービス向上の効果も薄くなります。加えて、たとえ事業者に大きな問題が見つかったとしても、ほかに管理できる事業者がない、急に直営に戻せないなどの理由で現指定管理者への業務委託を止めることが難しい事態に陥っていることが前議会で露呈されました。公共施設の管理が止まれば、市民生活に大きな影響がありますが、その影響を重く受け止めながら、それでも否決すべき議案があります。指定管理者制度を続けられない場合はすぐにでも直営に戻し、市民生活への影響を最小限にしなければならないということを常に念頭に置いておくべきです。指定管理者制度自体の問題は、何年にもわたって委員会で指摘し続けてきましたが、改善が見られません。駐輪場問題を機に今こそ本市の指定管理者制度全体を一度検証し、運用を見直すべきではないでしょうか。次に、大津ヶ丘の幼児プールについてです。第1期の公共施設等総合管理計画で2035年まで存続する予定だった大津ヶ丘中央公園市民プールは、25メートルプールの排水管の故障により前倒しで閉鎖され、現在は幼児プールのみの運営になっています。幼児プールもこの3月に廃止される計画でしたが、利用できる間は継続しようと指定管理期間を変更するための議案第22号が提案されています。この方針転換については評価します。しかし、幼児プールもいつ配管等の寿命が来てもおかしくない状態です。修理もせずただ延命し、廃止のときを待つのではなく、今後の大津ヶ丘中央公園をどうしていくべきか、この間にしっかり検討すべきです。管理やコストの負担からプールという形の維持が難しくとも、現在整備工事中の柏北部中央地区2号近隣公園のような水景施設を造るなど、子供たちの水遊び場所を減らさないための検討を要望します。答弁は求めません。

次に、HPVワクチンについて伺います。資料をお願いします。2013年に重篤な副反応症状が多数報告され、ストップされていたHPVワクチンの接種勧奨が2022年から再開され、被害がまた増えています。厚労省は、HPVワクチンの重い副反応症状の方に対応するため、協力医

療機関を設置しました。通常の医療機関では対応できない重い症状の方が協力医療機関を紹介され、受診しています。こちらは、HPVワクチンの初回接種者数と全国の協力医療機関の新規受診者数の推移を並べたものですが、初回接種者数が増えるとその一、二か月後に新規受診者数が増え、相関関係があることが分かります。勧奨を再開したせいで重い副反応症状の新たな被害者が少なくとも745人生み出されています。次お願いします。こちらは、厚労省が作成したHPVワクチンの医療者向けリーフレットの抜粋です。製薬会社の報告する副反応の症状に加え、機能的な身体症状として頭痛、関節痛、光過敏、脱力、歩行困難、不随運動、倦怠感、目まい、睡眠障害、月経異常、記憶障害などが列挙されています。身体症状はあるのに、画像検査や血液検査で症状に合致する異常所見が見当たらない、このような状態を機能的な身体症状と呼びますが、HPVワクチンの重篤な副反応被害者から非常によく聞くのがこの症状です。本人も原因が分からない痛みや障害に悩まされながら、どうにか治療してほしいと行った先の医療機関で検査しても異常が見つからないため診断名がつかず、治療ができず、ほかの医療機関にたらい回しにされます。時には検査で異常が見つからないことを理由に医師から詐病、つまりうそつき呼ばわりをされることすらあり、ただでさえ重篤な症状で苦しむ被害者と家族を二重、三重にも苦しめます。HPVワクチンの副反応だと分かるまで被害者のほとんどが複数の医療機関を受診し、中には10以上の医療機関を渡り歩いたという方もいます。副反応報告は医師が行いますが、ワクチンの副反応と診断されなければ、当然副反応報告もされません。次お願いします。こちらは、柏市のHPVワクチン接種者数の推移です。上が月ごと、下が年度ごとになっています。2011年と2012年には、本市でも8名の副反応被害報告がありました。大々的にキャッチアップ接種のCMが流された2024年度は、接種者が爆発的に増えたので、まだ診断されていないだけで、機能的な身体症状に悩まされている子たちが何人も現れているかもしれません。掲示終わります。私は、繰り返しリスク情報の周知を要望してきました。もちろん接種に慎重になってほしいからでもあります。万が一副反応症状が出たときにいち早く副反応に思い当たり、協力医療機関を受診して、緩和治療を受けてほしいからでもあります。本市のリスク情報の周知をさらに進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。次に、RSウイルスワクチンについてです。4月から妊婦を対象としたRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種が開始されます。RSウイルスは、2歳までにほぼ全ての子どもが一度は感染する非常にありふれたウイルスで、風邪症状を引き起こします。乳幼児は初感染時に細気管支炎や肺炎になることもあります。重症化率が高いとは言えません。全国では2歳未満の12万から18万人が診断され、3万人から5万人が入院するとのことですが、入院の9割は重症化リスクのない子どもです。本市の乳幼児には、RSウイルス感染症の影響はどれくらいあるのでしょうか。2点目です。資料をお願いします。厚労省のホームページでは、各ワクチンの副反応報告数を公表しています。定期接種の対象となるファイザー社のアブリスボ筋注は、日本での利用開始が2024年5月なので、接種数はまだ多くありませんが、厚労省には9月末までに既に79件の副反応疑い報告があり、そのうち76件は重篤な症例として報告されています。次お願いします。重篤な症例76件のうち61件は、症状が報告されています。ワクチンの添付文書には重篤な副反応としてアナフィラキシーショックしか書いていませんが、厚労省には早産や切迫早産、前期破水、そして胎児死亡が5件も報告されています。掲示終わります。この報告を受けてなお厚労省の副反応検討部会はその安全性において重大な懸念は認められないという判断ですが、私が妊婦であったなら、誰の判断がどうであれ、接種後に胎児死亡が報告され

ている事実を知らないまま接種したくはありません。添付文書に書いていない重篤な副反応疑い報告がある事実、特に早産や胎児死亡の報告がされていることを対象者は知るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、コミュニティ交通とまちづくりについて伺います。秋に建設経済環境委員会で富山市のコンパクトシティについて学びました。富山市では、過度な自動車依存が進み、車を自由に使えない市民の3割にとって極めて生活しづらいまちになった現状を見直し、LRTと呼ばれる次世代型路面電車を走らせ、富山市全体から中心市街地へのアクセスを向上しました。同時に雪で閉ざされる冬でも屋外イベントが開催できるグランドプラザを中心市街地に整備し、年間を通して多数のイベントを実施しています。また、沿線でお酒を楽しむライフスタイルの推進、65歳以上の高齢者の公共交通利用料金を1回100円に割引するおでかけ定期券の発行、祖父母が孫と市内の公共施設に来館すると入館料が無料になる孫とおでかけ支援事業など、様々な仕掛けが実施されていました。中心市街地に遊びに来てもらうことを重視し、様々な課の連携で様々な事業が進められていることが印象的でした。遊びに来てもらうことで、中心市街地のにぎわい増加、飲食店の酒類販売額の増加、民間投資の活発化など経済的にも大きな影響が見られています。おでかけ定期券を所有していた高齢者は、所有していなかった人よりも継続して医療費が少なく、増加割合も低いことが報告されていて、市民の健康づくりにも寄与しているそうです。本市では、コミュニティ交通を地域に密着し、日常生活における足を担うものとして推進し、スーパー、病院などへのアクセス向上を導入の目的としています。日常生活の改善というのは何より重要で、重視するべきことですが、一方でイベント参加、外食など日常から少し離れることも充実した暮らしに重要な要素です。中心市街地に足を延ばして遊べる、楽しめるという視点でのまちづくりについてももっと検討を進めるべきではないでしょうか。

次に、農業政策について伺います。資料をお願いします。本市の農家数の推移を示していますが、この30年で半減しています。農業従事者の確保は重要な課題です。柏市都市農業振興計画では、この5年間の新規就農者数の目標を15人に設定していましたが、実績は11人増でした。本市では、新規就農者のフォローアップは十分でしょうか。実際に本市で就農された方から農地探しの支援や準備期間中の生活保障をもっとしてほしいと要望を受けています。見解をお示しください。次をお願いします。こちらは、本市の経営耕地面積の推移です。担い手への集積が一定程度は進んでいますが、耕地面積も減少は顕著です。次をお願いします。この3月に改定予定の柏市都市農業振興計画で示された主な指標と実績です。目標達成に及ばない項目もありますが、6次産業化に取り組む農業者数が増えるなど明るい兆しもあります。特に農薬と化学肥料を慣行栽培の半分以下に抑えるちばエコ農産物は、一定の広がりがあります。本市では有機米の実証実験に御協力いただいている農家が1件のみで、なかなか進まない印象でしたが、一方で減農薬米を作っている農家やちばエコ農産物に取り組む農家は複数あります。掲示終わります。いすみ市や木更津市のように給食に有機米を採用することで本市の有機農業を推進してほしいと考えていましたが、なかなか進まない中、減農薬のお米や野菜をもっと給食で利用することはできないでしょうか。子供たちの口に入る農薬を少しでも減らし、地産地消を進めてほしいと考えます。

次に、義務教育学校計画について伺います。先月24日に市の公式サイトに柏中学校区義務教育学校整備事業の施設説明動画や基本設計概要が公開されました。新しい校舎は、明るくきれいで、魅力的に描かれています。これまで子供たちに対して教育施設課のアンケートしか実施

していない教育委員会は、基本設計が示された段階になって初めて3校の子供たちに対して説明の機会を持つそうです。この機会に子供たちに自由記述式のアンケートの実施を求めます。また、今回の説明の場で子供たちに対して何をどのように伝え、子供たちの意見をどのように拾っていくのか、お示してください。次に、文化、芸術教育と民間プログラムの活用について伺います。資料をお願いします。先月富勢東小学校で実施されたハートグローバルという民間団体のミュージックアウトリーチという活動を見学させていただきました。ハートグローバルは、2020年に設立されたアメリカに本部を置くNPO法人です。音楽を通して世界中でつながりを築き、次世代を育てていくことをミッションに掲げています。学校や地域に音楽出張事業を行うミュージックアウトリーチは、30名ほどのキャストたちが訪れ、子供たちと一緒に僅かな期間で歌やダンスのショーをつくり上げる出張事業で、ショーを通して共に学び、自分の可能性を発掘します。本来のプログラムは3日間とのことですが、今回は午前中に練習を行い、午後には保護者を観客にショーを披露する体験版で実施されました。午前中の練習の際には、いきなり英語で話しかけてくるキャストに戸惑い、固まっていた子供たちも午後には英語で歌を歌い、跳びはねて踊り、堂々と挨拶をする姿に校長先生は感動して涙が出たとおっしゃっていました。掲示終わります。キャストによって生み出される本格的なショーに子供たちが参加して、共に作り上げていく達成感、様々な国から来た様々な個性を持つキャストとのコミュニケーション、観客の注目が集まる中で歌やダンスを披露する高揚感など、得難い体験ができるプログラムだと感じました。本市では、これまでも民間団体を学校に招き、芸術鑑賞会や和太鼓のショーなどを実施してきましたが、予算規模は小さく、年間数校でしか活用できないと聞いています。予算を広げ、子供たちが様々な体験を得る機会をもっと増やすべきではないでしょうか。

次に、ウオーターPPPについて伺います。柏市では、2018年から下水道の包括民間委託を導入していますが、2028年に委託期間が終了するため、その後の維持管理の方法について検討を始め、上下水道事業一体での官民連携事業を模索する中で、管理と更新を一体マネジメントするウオーターPPPレベル3.5が最適、最良であるとの結論に至ったと聞いています。受託者に運営権を持たせるコンセッション方式、レベルフォーの導入も検討したけれど、施設の所有権、最終的な管理責任、使用料金の設定権などの点で柏市にはメリットがないと判断したとのことでした。ここで心配されるのがウオーターPPPの導入がいずれコンセッションへの移行につながるのではないかという点です。内閣府が以前出した資料には、ウオーターPPPは原則10年、その後は原則コンセッションに移行するとあります。一方で、国交省の資料には必ずしも最終的にコンセッションに移行しなければならないわけではなく、将来的な選択肢として検討することが推奨されているが、強制ではなく、ペナルティーも想定されていないと書かれています。1点目、現時点では将来的にコンセッション移行はしなくていいし、柏市ではメリットがないため採用しないという判断ですが、今後国がペナルティーを科し、コンセッション移行に誘導するようなことも想定しているのか、お示してください。2点目です。令和9年度以降の上下水道老朽化対策における国費の交付は、ウオーターPPP導入が要件となっていると聞いています。導入しない場合、自治体に交付されなくなる上下水道老朽化対策の費用とはどれくらいの財政規模になるのでしょうか、お示してください。3点目です。コンセッションに関しては、市民からの反発が非常に大きいと考えますが、市民にとって一番心配なのは水道事業の経営権が民間に譲渡され、水道料金が上がることです。コンセッションでは運営権は民間事

業者に設定されますが、施設の所有権は自治体が持ち続けるため、料金の決定権は自治体であり、議会での承認が必要という理解でよいでしょうか。以上で1問とします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 初めに、財政運営に関する御質問にお答えをいたします。近年の物価高騰や人件費の上昇により市の財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、限られた財源の中でどのように市民サービスの質を維持、向上させていくかが大きな課題となっております。お尋ねの物価高や人件費上昇の影響で内容や進め方を見直した事業ですが、御指摘のとおり近隣センターに加え、学校施設のように高度経済成長期に一斉に整備された公共施設については今後一斉に更新時期を迎えることから、中長期的な維持管理コストの縮減や予算の平準化を目的に整備手法を見直す必要がございます。令和8年度に予算計上している事業では、増尾近隣センターリフォーム事業について施設の老朽化への対応や安全性の確保など、早急に対応すべき改修の必要性が高まっている状況を踏まえ、必要な改修をより迅速かつ効率的に実施することを目的として整備手法を見直しました。また、学校施設では、令和8年度から始まる第2期の個別施設計画について、当初の計画策定以降の社会的な変化等に対応し、今後も継続的な施設整備の実現と学校施設に求められる教育機能の確保が可能となるよう計画の改定を進めているところです。一方、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、防災、減災対策など将来にわたって市民生活に直結する分野については、必要な予算を優先的に確保し、予算措置を講じております。なお、物価高騰等への対応は事業手法の見直しだけではなく、財源確保の面においても取り組む必要があるものと考えております。例えば使用料、手数料等の受益者負担については長年引上げを見送ってきたことから、サービス提供に係る一般財源の負担も増しており、他自治体と比較してもその割合は低い水準となっております。議員御指摘のように、持続可能な財政運営を行うためには今後も地域や市民一人一人の実情に寄り添い、きめ細やかで行き届いた行政サービスを着実に提供できるよう限られた財源の効率的、効果的な配分に努めるとともに、受益者負担の適正化など適切な財源確保に努め、将来にわたって持続可能で市民満足度の高い市政運営の実現に取り組んでまいります。次に、地方財政と国の姿勢に関する御質問についてお答えをいたします。本市におきましても物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、喫緊の課題に対応するための財政需要が見込まれることから、毎年度中核市市長会などを通して国に対し安定的な財政運営に必要な財源の確保を継続的に要望してきたところです。また、地方六団体からは、国に対し地方の財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保、充実として社会保障関係費の増加、物価高や人件費の増加、金利上昇の影響といった避けることのできない歳出増を見込み、地方財政計画に確実に計上した上で必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保、充実を図ることを求めています。このような要請の中、令和8年度地方財政対策においても経済財政運営と改革の基本方針2024により令和7年度から3年間地方の一般財源総額を令和6年度地方財政計画と実質的に同水準を維持することとされた方針が引き継がれております。その結果、一般財源総額については前年度を3.7兆円上回る67.5兆円、地方交付税総額は前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保されたところです。しかしながら、ガソリンの暫定税率の廃止や自動車税等の環境性能割の廃止に伴う地方の財源確保については、国において具体的な方策を引き続き検討するとされるにとどまり、消費税の減税が行われる場合についても地方財政の影響が懸念されているところです。今後とも慢性的な物価

上昇や人件費の増加といった構造的な課題に対し、地方自治体が担うべき行政サービスが持続的に提供できるよう地方財政制度のさらなる充実と安定的な財政措置について引き続き国における議論を注視していくとともに、必要に応じて中核市市長会等を通して要望をしまいたいと考えております。

次に、計画の策定に関する御質問についてお答えをいたします。本市において策定、運用している計画は、法律により策定が義務づけられている法定計画、努力義務とされている計画、国の財政支援の要件となっている計画、また、市独自の政策課題に対応するための計画など多岐にわたっております。現時点で本市が策定、運用している計画の総数につきましては、網羅的な一覧としての整理には至っておりませんが、相当数の計画が存在しているものと認識しております。計画の中には、財政支援の前提として策定が求められている計画も多く、自治体の判断のみで計画の総数を削減していくことは難しい状況でございますが、そうした中であっても、必要性も含め効率化が検討できる計画につきましては精査をまいりたいと思います。

次に、子供施策について、柏市こども計画に関する御質問についてお答えをいたします。柏市こども計画は、こども基本法に基づき子供施策を総合的に推進していくため、施策の方向性や考え方を示す本市における理念計画と位置づけております。このため、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者、若者、有識者などの意見を聞くとともに、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議していただくための附属機関である柏市子ども・子育て会議に当該計画策定に関する諮問をさせていただき、委員の皆様のお議論、御意見を踏まえながら進めていくことを基本としております。現段階では、素案を事務局で作成しておりますが、これは最終的な結論を示すものではなく、委員の皆様からいただく御意見を基に修正を重ねながら計画の内容を深めていくこととしております。今後につきましても、委員の皆様のお意見を丁寧にお聞きしながら議論を積み重ね、本計画がより実効性あるものとなるよう計画策定を進めてまいります。次に、意見聴取に関する御質問についてお答えいたします。子供や若者からの意見聴取については、子供施策を推進するに当たり大変重要なものであると認識をしております。そのため、委員皆様の専門的な立場の御意見を参考に様々な手法などを検討し、継続的な意見聴取に取り組んでいきたいと考えております。次に、乳児一般健康診査についての御質問についてお答えをいたします。乳児健診は、乳児期の発育、発達の確認のみならず、疾病の早期発見や保護者への育児支援を行う重要な機会であり、本市の母子保健施策の基盤となる事業でございます。加えて、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点からも、市としても健診機会の確保は極めて重要であると認識をしております。議員からお示しがありました今回の事案にかかわらず、対象となる全ての乳児が適切な時期に健診を受けられるよう改めて乳児健診の趣旨について御理解いただくため、市内医療機関への周知方法を医師会と調整しているところでございます。市といたしましては、保護者の方々が安心して子育てを行うことができる環境整備に向けて医療機関の皆様とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

〔副市長 染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君） 私からは、初めに附属機関の在り方と委員の選任に関する御質問についてお答えをいたします。附属機関は、地方自治法におきまして調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができると規定されているところであり、本市におきましては69の

附属機関を設置しているところでございます。附属機関を設置する目的は、一般的に執行機関の判断や決定に対して専門的あるいは住民の意見を反映した形で意見具申や助言をいただくことにあると言われております。議員御指摘の関連に論議を交わし、最善を導き出すのがよい会議と考えるという点につきましては、私どももそのように考えているところでございます。附属機関におきまして様々な御意見や御助言をいただくに当たりましては、議論しやすい議題やテーマの設定、計画等の作成ではパブリックコメントなどによる市民からの意見を報告するなど、積極的な情報提供と分かりやすい資料作り、委員が干渉や影響を受けることなく、委員自身の学識、経験等から自由かつ率直な意見を発言しやすい環境づくりや運営方法の工夫など、事務局において健全で関連な議論につながる工夫を継続していくことが必要であると認識をしております。また、委員の選任におきましては、その附属機関が所管する事務の性質によりどのような方を選任するか異なっておりますが、附属機関の性質に見合った専門的な知識を有する方、地域の実情に詳しい方、あるいは市政に関心がある公募による市民など構成全体のバランス等に配慮しながら選任をしており、委員それぞれが御自身の専門性や経験などを踏まえながら審議会の議論に御参加をいただいているものと考えております。また、併せまして各部署が委員の選任を行う際には、附属機関の事務を統括する部署との間で委員構成や選任方法など事前協議を行っているところであり、この事前協議の場では附属機関の会議の活性化に向けた指導や助言なども行ってまいりたいと考えております。今後とも各附属機関において充実した御審議をいただけますよう適任者の選任、会議運営の活性化を図りながら、各附属機関の設置目的を果たせるよう努めてまいります。

次に、指定管理者に関する御質問についてお答えをいたします。まず、指定管理者制度に対する現状の課題認識についてでございます。制度導入から長期間が経過する中、近年では応募者の減少により1社応募となる施設が見受けられており、価格面だけでなく、サービス面においても競争性が働かないケースもございます。また、事業者の撤退等の不測の事態において市民サービスを継続するためのリスク管理の在り方についても整理が必要であると認識をしております。このため、本市といたしましては主に3つの視点から対応策を検討していきたいというふうに考えております。1点目は、公募条件の見直しでございます。公募前のサウンディング調査の実施や市場動向を踏まえた指定期間の設定、物価、賃金上昇に対応した賃金スライド制度の導入検討など、事業者が参入しやすい環境整備を進めてまいります。あわせて、施設利用料の水準を含めた収入構造について点検を行い、事前リスクと収益の均衡が図られるよう公募条件の見直しを進めてまいります。2点目は、不測の事態に備えた継続体制の整備です。万が一事業者が不在となった際の直営による一時的な対応や一部業務の暫定的な委託など、不測の事態においてもサービスを維持するための体制について検討を進めてまいります。最後、3点目ですが、今後の管理手法の検証についてです。各施設における指定管理者制度と直営とのコストの比較につきましては、現在も更新のタイミングにおいて実施しているところでございますが、今後は経費の比較にとどまらず、施設の設置目的や期待する成果に立ち返り、指定管理者制度が最も効果的、効率的な手法であるかという部分の比較検討を施設ごとに進めてまいります。引き続き施設の効用を最大限に引き出せるよう制度の見直しを行いながら、市民サービスの向上と効率的な運営に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 山田副市長。

〔副市長 山田大輔君登壇〕

○副市長（山田大輔君） 私からは、コミュニティ交通とまちづくりに関する御質問、農業施策のうち新規就農支援に関する御質問の2点についてお答えいたします。初めに、コミュニティ交通とまちづくりに関する御質問でございます。議員より御紹介いただきました富山市におけるLRTを中心としたまちづくりは、単なる移動手段の確保にとどまらず、中心市街地の活性化や市民の健康増進へとつなげた全国的にも優れた事例の一つと認識しております。市民が外に出たくなる、まちを楽しみたいくなる、そのような仕掛けを交通の側面から支えるという富山市の視点は、本市のまちづくりにおいても参考にすべきものと考えております。一方で、本市の公共交通網に目を向けますと、3つの路線の広域的な鉄道網と柏駅などを中心に放射状に広がるバスネットワークが比較的高い水準で構築されているという特徴がございます。現状において中心市街地への移動の軸はこれら鉄道とバス網が中心となっており、特に鉄道利用においては高い運行頻度と確実な定時性が維持され、市民がストレスなく拠点へアクセスできる有効な交通手段として機能していると認識しております。現在本市が注力しておりますワニバスなどのコミュニティ交通は、こうした充実した基幹交通網を補完する役割を担うものであり、市民の日常生活の移動手段を確保することに主眼を置き、優先的に取り組んでいるものです。議員御提案の中心市街地に足を延ばして遊べる、楽しめるといった視点での交通アクセス形成は、従来の生活の足を確保する視点とは異なるまちの魅力向上に資する重要な視点であると捉えております。しかしながら、その実現に向けては克服すべき課題が多いのも実情でございます。第1に、深刻化する運転手不足への対応です。既存のバス路線の維持自体が困難になりつつある現状において、新たに運行システムを確保することは容易ではなく、持続可能な運行体制をいかに築くかという大きな課題がございます。第2に、既存公共交通との役割分担です。新たな交通手段の導入により既存路線の利用者が減少し、減便や路線の廃止を招く懸念があることから、鉄道や路線バス網との健全な共存を図りつつ、いかに効率的な連携を構築できるかという精査が必要となります。第3に、道路状況による制約です。本市の交通上の大きな課題である国道6号や16号及びこれらに起因する関連道路を含めた慢性的な渋滞は、新たな交通手段の速達性や定時性を損なう懸念があり、現状を踏まえた検討が求められます。以上のような課題を踏まえますと、中心市街地への新たな直接的アクセスを直ちに形成することは慎重な判断が必要ですが、市民の豊かな暮らしを支える交通の在り方を模索し続けることも重要であると考えております。市といたしましては、これらの課題を整理しつつ、目的地となるまちなかの魅力を高めていきながら、本市の有する優れた交通インフラを最大限に活用する柏市ならではのまちづくりに資する交通の在り方について引き続き研究してまいります。

続いて、新規就農者への支援に関する御質問にお答えいたします。農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足などによる農業従事者の減少をはじめ、耕作放棄地の増加や昨今の生産資材の価格高騰など大変厳しいものとなっております。こうした中、次世代を担う農業従事者を確保し、育成していくことは大変重要な取組であり、新たに農業を始めやすい環境づくりが必要であると考えております。新たに農業を始めるためには、農地の確保をはじめ、農機具や農業用資材、種や肥料の準備など数多くの課題がございます。また、就農直後から安定した出荷と収益を上げていくことは大変であり、本人が一人で解決していくことはなかなか難しいものであると認識しております。このため、本市では地域の農業に詳しい地元の農業者からの支援が必要であると考え、里親農家としての御協力をいただきながら就農前の農業研修を行うとともに、農地の確保や管理、出荷先との連携など、安定した就農に向けた取組を進めて

おります。特に議員から御質問いただきました農地探しにつきましては、市独自の支援制度である里親農家研修制度を活用することにより地域とのつながりを支えにしながら、新規就農希望者に適した農地を見つけられるよう支援に努めております。最後に、就農農業期間中の生活保障の御質問につきましてでございますが、国の補助制度を活用し、里親農家での研修期間内に助成を行っているほか、経営開始後においても生活保障となる助成などを行っており、支援体制を整えております。引き続き各種研修制度や助成制度も活用しながら、県や農業委員会などの関係機関と連携し、就農前後における様々な課題や支援について丁寧に説明し、寄り添うことで、一人でも多くの方の就農と定着につなげてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、乳児一般健康診査とワクチンに関する御質問にお答えをいたします。初めに、乳児一般健康診査の中で御質問のありましたワクチン未接種を理由とした乳児健診の拒否は、医師法の応招義務違反になるのではないかと御質問にお答えいたします。令和元年12月の厚生労働省医政局長通知、応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等についての基本的考え方の中で、応招義務違反かどうかについては最も重要な考慮要素は患者について緊急対応が必要か否かであることとされており、市が実施する健康診査はこれに該当しないと認識しております。一方、市といたしましては、健康診査の機会を確保することは公衆衛生上の観点からも重要であることから、個別の状況に応じて医療機関の皆様と連携を図りながら取り組んでまいります。続きまして、HPVワクチンとRSウイルスワクチンに関する御質問についてお答えをいたします。初めに、HPVワクチンの副反応に関する周知についてであります。HPVワクチンは、国の方針により一時的に積極的勧奨は差し控えられていましたが、令和4年度から積極的な接種勧奨が再開されました。接種勧奨を行うに当たり、市といたしましては議員御指摘のとおりワクチンの効果というよい面だけではなく、副反応のリスクや健康被害の際に相談できる窓口について広く市民に対してお伝えしてきたところであります。このことはとても重要なことであると認識しており、対象者への個別通知や接種勧奨チラシ、ホームページなどの媒体で啓発をしてまいりました。引き続き接種対象者が納得した上で接種ができるよう、また副反応疑い症状が出たときはいち早く協力医療機関へつながるよう情報発信に努めてまいります。次に、RSウイルスワクチンについてお答えいたします。RSウイルスワクチンは、令和8年4月から予防接種法の定期接種であるA類疾病に位置づけられます。妊娠28週から36週までの妊婦が接種することで、生まれたばかりの赤ちゃんをRSウイルス感染症から守ることが期待される母子免疫ワクチンです。このRSウイルス感染症は、特に小児や高齢者の呼吸器症状を引き起こすウイルスで、2歳までにほぼ全ての乳幼児が一度は感染するとされておりますが、感染症患者を把握、報告する感染症発生動向調査では5類感染症、定点把握疾患に位置づけられているため、診断医師に全数報告の義務はなく、市内における乳幼児の感染者数や入院が必要となった患者の把握はできない状況となっております。ワクチン接種後の副反応疑いにつきましては、議員御指摘のとおりワクチン接種後の早産や胎児死亡の報告がされているところでございますが、令和7年10月、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の報告によると、ワクチン接種による早期死亡のリスクはワクチンを打っていない妊婦と比較してもその発生率が明らかな増加が認められず、現在安全性に関する懸念は示されておられません。市といたしましては、国からの通知に基づき副

反応のリスクについて市民及び医療機関への周知啓発に努め、安全な接種体制の構築に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、農業政策に関する御質問のうち学校給食における減農薬農産物の使用及び地産地消の推進についてお答えいたします。市教育委員会では、令和6年3月に柏市学校における食育方針を策定し、食の大切さを学び、生きる力と豊かな人間性を育むことを学校における食育推進の基本理念として掲げております。また、郷土愛を育む取組の一つとして、地場産物の活用促進を位置づけ、積極的な活用を進めております。その一環として、減農薬農産物についても学校給食で使用しております。具体的には、令和6年度において市全体で使用した給食用米約304トンのうち約1割に当たる約29トンに化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に抑えたちばエコ農産物認証を受けた柏こだわり田中産コシヒカリを使用いたしました。令和7年度におきましても一部の学校で引き続き使用しております。こうした取組は、児童生徒に安全で安心な給食を提供する上で重要であると認識しております。一方で、学校給食は限られた時間の中で大量調理を行う必要があり、安定した数量の確保や食材の大きさや形がそろっていることが求められます。また、減農薬米や有機農産物は、慣行栽培と比較しまして価格が高い傾向にあり、食品価格が高騰している現状では継続的かつ安定的に使用していくことには課題がございます。減農薬野菜につきましても現時点では必要量を安定的に確保することが難しい状況ですが、可能な限り地場産物を活用し、地産地消の推進に努めております。今後につきましては、価格や品質、規格等の条件が整えば、使用しやすくなるものと考えております。引き続き物価動向を注視しながら、品質と価格のバランスを踏まえ、学校給食に適した食材の選定に努めてまいります。

次に、教育行政に関する御質問にお答えいたします。初めに、柏中学校区義務教育学校の計画に関するお尋ねですが、学校を整備するに当たり子供たちの意見に耳を傾け、その声を正しく受け止めることは、大変重要であると認識しております。この認識の下、事業の進捗に応じて段階的に子供たちの意見を伺ってまいりました。これまでの取組といたしましては、令和7年1月に柏第一小学校及び旭東小学校の5年生と6年生並びに柏中学校の1年生と2年生を対象に施設に関するアンケートを実施いたしました。また、令和7年11月には、柏中学校の生徒会役員との意見交換の場を設けております。さらに、今月には関係3校の児童生徒を対象とした説明会を開催し、直接の意見聴取に加え、専用のアンケートフォームを通じて広く子供たちの声を集約する予定です。子供たちに何をどのように伝えるのかとの御質問につきましては、義務教育学校を設置する趣旨や学校運営、施設設備の特色等について分かりやすく説明し、寄せられた疑問や意見には丁寧に対応してまいります。また、なぜこれまで説明してこなかったのか、なぜ今になって説明会を行うのかとの御指摘につきましては、これまでも機会を捉えて子供たちへの説明に努めてまいりましたが、子供たちに対しては計画の全体像を適切に示した上で意見を伺うことが重要であるとと考えておりました。加えて、こども基本法の第3条に示されておりますとおり、子供が意見を表明する機会を確保するに当たってはその年齢や発達の程度に応じた配慮が必要との認識の下、慎重に進めてきたところでございます。今後も子供たちの意見を求める内容やタイミングについては、関係校の教職員と十分に連携しながら丁寧に取り組んでまいります。次に、教育行政における文化、芸術教育と民間プログラムの活用につき

ましてお答えいたします。議員から御紹介のあった市内の小学校で実施された外国人アーティストによるダンスや歌のワークショッププログラムについては、子供たちの自己表現を促進するだけでなく、異文化に触れることのできる有意義な取組であると考えております。現在本市では、小学校にて子供向け芸術鑑賞会として、年に数回市にゆかりのあるアーティストを派遣し、弦楽器や和太鼓などの演奏を聞いたり、体験を行うアウトリーチ事業を実施しております。また、中学校にて各校3年に1度開催しています中学校音楽鑑賞教室では、千葉交響楽団による生のオーケストラ演奏を開催中学校だけでなく、保護者、近隣住民の方や条件がかなえば近隣の小学生にも聞いていただけるよう各学校にてお声がけをしている状況です。これらの取組は、子供たちが芸術に対する理解を深め、感性を育むために重要な役割を果たすものと考えております。今後も民間のプログラムや地域のアーティストについての情報収集を行い、学校との情報共有を図りながら授業の充実に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 上下水道局理事。

〔上下水道局理事 小川靖史君登壇〕

○上下水道局理事（小川靖史君） 私からは、ウオーターPPPに関する御質問3点についてお答えします。国では上水道、下水道などの公共施設の効率的な運営、持続可能な運営を実現するため、民間の技術力や創意工夫を最大限活用する官民連携の手法、ウオーターPPPの導入を推奨しております。ウオーターPPPは調査、設計、施工、維持管理までを一体的に実施する方式、レベル3.5とのスキームに加え、公共施設の所有権を自治体が所有したまま運営権を民間事業者を設定する方式、コンセッション方式、レベル4とが設けられており、ウオーターPPPを導入する場合どちらの方式を選択するかは、各自治体の判断に委ねられているところです。御質問の1点目、今後国がペナルティーを科し、コンセッション方式に誘導することはないのかについてお答えします。これまで国においては下水道分野におけるウオーターPPPガイドライン策定検討委員会や各自治体を対象としたウオーターPPPに関する勉強会等を開催しており、その会議の場においても導入後のコンセッション方式への移行に関する質問がありました。その際、国からは今後ペナルティーを科し、コンセッション方式に誘導するようなことはないとの回答を得ております。このことから、現状ウオーターPPPレベル3.5を導入した場合でも次の事業方式をコンセッション方式へ移行しなければならないと義務づけられてはいないものと考えております。御質問の2点目、導入しない場合交付されなくなる交付金の財政規模についてお答えします。令和9年度以降、下水道事業のうち污水管の改築に係る交付金はウオーターPPPの導入が交付要件となっております。本市下水道事業全体において交付されている交付金は、年度により差がありますが、令和6年度は総額約6億円の交付を受けております。このうち下水道老朽化対策に充当している防災・安全交付金は約3億円となっており、ウオーターPPPを導入しなかった場合、この交付金が受けられなくなるものと考えております。防災・安全交付金は、下水道老朽化対策を実施する上で貴重な財源であり、交付されなかった場合、今後財源確保の点において大きな支障が生じるものと考えております。市としましては、市民生活を支える下水道インフラの安定的な維持管理と安定した財源確保を図る面からもウオーターPPPレベル3.5の導入は最適、最良の選択であると考えております。御質問の3点目、コンセッション方式でも料金の決定権は自治体にあるかについてお答えします。先ほども答弁したとおり、コンセッション方式では公共施設所有権を自治体が所有したまま運営権を民間事業者に決定することとなります。民間事業者は、公共施設の運営、維持管理、更新業務

を実施し、自治体は業務全体の方針決定や公共施設全体の管理に関する業務を担うこととなります。水道料金、下水道使用料の設定につきましては、水道法第14条及び下水道法20条において条例で定めることとされております。このことから、料金等の設定は議会の議決を経て決定されるものと認識しております。なお、仮にコンセッション方式に導入された場合でも水道料金、下水道料金の決定権は自治体に留保されているものと考えております。いずれにしましても、令和10年1月からの10年間、現在の管路包括委託を発展させたウオーターPPPレベル3.5を導入し、上水道分野を含めた上下水道一体的な予防保全に努め、市民の皆様の生活を支える上下水道インフラの安定的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、林紗絵子さん。

○16番（林 紗絵子君） それではまず、計画策定について伺います。本市では、昨年第六次総合計画が策定されました。総合計画は、自治体の最上位計画であり、市で行う全ての事業が総合計画で示されている方向性に沿うべきものです。しかし、総合計画では循環型社会の構築、3Rの推進をうたっているのに、市立柏高校のグラウンドにはいずれ大量の産業廃棄物を生み出す人工芝を採用しました。このように縦割り行政の弱い部分なのか知りませんが、総合計画とか環境基本計画に示されている循環型社会の構築、これを環境部以外の職員が特に重視していなかった、そして現在もなお重視していないおそれがあるのではないかと考えています。このように上位計画と個別計画、各事業の目的、内容の整合性が取れているのかというのはチェックする、また取れていない場合に方向性の転換を求めるといった機能が本市には必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。計画策定の2点目です。実施計画などに示されている目標に対して、目標を達成できなくても担当部署がそれを当然のように受け止めていないかと気になることがあります。目標達成できない理由を振り返って、改善や工夫をしていく必要があります。計画に対してPDCAサイクルが機能しているのか、客観的にはチェックできているのでしょうか。

次に、柏市こども計画について伺います。計画づくりの前に計画の土台にすべき調査がまだまともできていないような状態ではないかと考えています。そもそもアンケート調査を実施するときに対象者の範囲を狭めることは問題です。中高生、若者世代向けのこどもまんなかワークショップの周知、全中学校に送付しませんでしたよね。柏駅付近の中学校にしか周知していません。広く子供の意見を聞くことが目的なのに、周知を限定する意味が分かりません。結果、自発的な申込みは僅か7人でした。参加申込みが少ないと感じた時点で、教育委員会に協力を呼びかけて、全校にs i g n yで送ってもらってもよかったですけれど、そのような努力もありませんでした。また、小中学校で実施したアンケートも小学校3校、中学校3校にしか声をかけていません。中学校2校はシールではなくウェブ形式にしていますが、ウェブ形式にした学校2校で回答は僅か1人だけでした。対象者を限ることに納得がいきませんが、回答が少なかったらやり方を変えてやり直しをしないと。回答者が少なかったのは、回答する意味が感じられない薄い設問だったからではないかと私は思っています。柏市が好きか嫌いかに子供にシールを貼らせて、一体何の参考にするつもりだったのか分かりません。これから実施する予定の若者向けウェブアンケートの内容は、大分よくなったように思いました。昨日見せていただきました。児童センターのシールアンケートについては、どのような設問で実施するのか、お示しください。次に、乳児一般健康診査について伺います。先ほどの部長の

答弁、応招義務違反ではないから指導ができないということなのではないでしょうか。その点をもう一点確認をお願いいたします。それと、医師会への働きかけについては調整中とのこと、ありがとうございます。今回の御相談を機に複数のワクチン慎重派の保護者の方から話を聞いたら、過去に同じような受診拒否をされた経験のある方がいました。決して特定の医療機関や特定の医師だけの問題ではないと感じています。私も含めてなんですけれど、ワクチン慎重派って反ワクとか言われて、差別的な扱いを受けることが多々あります。コロナワクチンのときの接種圧力、本当にひどいもので、接種を拒んだことで家族が分裂したり、職場を追われたりした人がたくさんいました。しかし、今コロナワクチン接種後の副反応で予防接種健康被害救済制度が受理されたのは何と9,400件、死亡一時金が認定されたのは1,000件以上で、まだ増え続けています。史上最大の薬害です。このようにワクチンも一つの薬剤で、定期接種だから全て接種するのではなく、一つ一つのワクチンのリスクとベネフィット、子供の体質、体調をよく検討した上で接種するかどうかを慎重に選択していきたいというのは、保護者の当然の権利として尊重すべき主張です。ヘルスリテラシーが相対的に低いと言われる日本国民の中で、むしろ見習うべき姿勢だと私は考えています。医療への考え方、向き合い方は人それぞれでいいし、ワクチンの選択も基本的な人権の一つだということを医療従事者にも本市の職員の皆様にもしっかりと御理解いただきたいと思っております。先ほどの応招義務のことだけ答弁をお願いいたします。

次に、HPVワクチンについて伺います。機能性身体症状の被害者が市内の医療機関を受診しても異常所見が見つからずに、追い返されているというおそれもあります。新日本医師協会が発行している「プライマリーケア医が行うHPVワクチン副反応診療の手引き」という冊子が公開されています。無料で誰でもPDFで見れると聞いています。診療にはとても有用な資料だということですので、HPVワクチンの副反応被害者がいち早く診断され、迅速に治療を受けることができるよう、医師会を通じてこの情報を周知していただけないでしょうか。また、小学校や高校の養護教諭が機能性身体症状の被害者に触れている可能性もありますので、HPVワクチン副反応被害の症状だと気づいてもらえるための何か情報を提供していただけたらうれしいと思っています。この点についても答弁をお願いします。次に、RSウイルスワクチンについてです。先ほどお話にありましたRSウイルス感染症、5類疾病で全数把握していない、つまりそれほど重大な疾患とは判断されていない病気です。ほとんどの赤ちゃんにとって風邪様症状が1週間程度続き、自然に軽快します。重症化するリスクが高いのは、早産児とか慢性肺疾患とか先天性心疾患がある場合とか、あと免疫不全や神経筋障害のある乳幼児、このような乳幼児には今までも予防的抗体投与というものがされていて、何だかチラシを見ると治療法が確立していないみたいなことが強調されているんですけれど、そんなこともないんですよというのをお伝えしたいなと思っております。また、RSウイルスワクチンの半年間の有効性は予防効果が51.3%で、重症化予防効果が69.4%ということで、有効性もさして高くないんですね。軽症で済む場合がほとんどの5類感染症に赤ちゃんなることを防ぐためにわざわざ妊婦に接種するワクチンなのに大した有効性もないということをまず皆さんに覚えておいていただきたいと思っております。改めて確認したいんですけれど、定期接種は市区町村が実施主体の自治事務です。定期接種に関して厚労省から来る通知というのは、地方自治法で規定された技術的助言です。つまり定期接種をどのように実施するか、どのような情報を対象者に伝えるか柏市の裁量で変えることができるし、その情報発信には柏市が責任を負わなきゃいけないんです。厚労省が言っているとおりにするというのがいつも正しいわけではないんですよ。これを御存じなのか、

ちゃんと理解されていらっしゃるのかどうかをお示しください。

農業政策について伺います。先ほど答弁にありました里親農家制度、これあまり使われていないって監査でも指摘されていましたよね。多分使いにくい制度なんだと思います。準備期間中の生活保障についてもこの里親農家制度にひもづいているから、使いづらいんですよ。ここは、見直しが必要ではないかと思っています。ちばエコ農産物の認定について伺いたいんですけど、以前は有効期間が5年間だったんですけど、現在3年となっています。そうすると、一度認定受けても3年後に再度認定受けないと切れてしまいますので、現段階で認定中の作物って22件しかないと聞いているんです。ちばエコ農産物に認定されるにはどんな農薬をいつ使ったかなど作業を記録して、栽培作業の計画を立てて、審査を受けてから栽培して、さらに収穫前に基準を守って栽培されたことをもう一度確認してから出荷されています。農業従事者にとってはかなり手間が増えるデメリットだと思うんですね。それでいて、一度認定を受けてもちばエコ農産物であまり売上げにつながらない、メリットを感じられないという場合は、わざわざ再認定しないのかなと考えます。本市にはちばエコ農産物の認証を受けている農業者へ特段に経済的な支援とかはしていないと思いますけれど、佐倉市では認定を受けていることが要件となる補助金があって、機械とか施設の導入費や有機肥料や土壌改良剤、防虫ネットの購入などに充てられています。このような本市独自の支援策というのを打っていくべきではないでしょうか、答弁をお願いします。

柏中学校区義務教育学校計画について伺います。以前子供たちが回答したアンケートは、校舎の設計に反映するための意見を聞くものでした。計画が予定どおり進むことを前提とした設問のみで、自由記述欄もなく、計画自体についての意見を言える場はこれまでありませんでした。生徒会役員だけなんて論外ですよ。仮に統廃合してほしくないとか、自分たちの学校を失いたくないという意見を持った子供がいたとしたら、その声が教育委員会に届かないまま着々と計画が進んでいく様子が日々感じられるんです。とてもむなしい気持ちになったのではないのでしょうか。今回の説明も、恐らく先ほどの答弁では計画のよい部分しか言わないつもりだろうと考えています。以前は計画のメリットもデメリットもちゃんと伝えていくんだというような答弁見られましたけれど、今回の説明会で子供たちにデメリットがちゃんと伝わるのかというのは私はちょっと懐疑的に思っています。例えば議会ではこの計画に対してどのような指摘があったとか、大規模校になってしまうことに対して多くの市民から懸念が寄せられているとか、子供の意見を聞く前に統廃合を決めてしまったようなやり方は問題だとか、ぜひ子供たちがちゃんと議論ができる、論点になるようなところを伝えていってほしいと思います。これについても答弁お願いいたします。

上下水道、ウオーターPPPについて伺います。ウオーターPPP自体の是非、コンセッション自体の是非というのを議論していくのも重要だと思いますけれど、その前にこのように自治体への交付金や補助金を人質に取ったような形で国が自治体に政策を押しつけているという状態であることに私はとても腹が立つんですね。財政運営は非常に重要だとは思いますが、そこを重視し過ぎて、市民が望まない政策が進むことはあってはいけないと思うんです。なので、今後ペナルティーでコンセッション移行に誘導するようなことはないというような先ほどの答弁だったと思います。なので、ウオーターPPPを導入しても本市では10年後にコンセッション移行をするようなことはないって言ってしまって、市民の方を安心させていただきたい。今回も請願を検討されている方がいましたので、そこについてちょっと答弁お願いいた

します。

財政について伺います。財政部では各課からの予算要求に対して予算措置をするかしないかどのように判断しているのでしょうか。令和8年度予算において要求があったのに予算措置されなかった事業ってどういうものがありましたか。どのような判断で切られたのか、お示しいただければと思います。もう一点です。厳しい財政状況の中、必要な政策を実現するためのコスト意識というのが非常に重要であると考えます。繰り返し指摘しているノベルティグッズ、予算要求があっても財政部で却下すべきだと私は考えるんですけど、新年度予算案にノベルティグッズはもうないと考えてよろしいのでしょうか。以上で2問目終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、企画部長。

○企画部長（小島利夫君） 計画策定について2点お答えいたします。まず、総合計画と各部門計画との整合性についての御質問です。総合計画、各種計画の最上位計画ということは議員御指摘のとおりでして、総合計画は本市が目指すまちづくりを実現するための施策を体系的に示したものです。当然のことながら各部門計画においてはこれに沿って計画を策定していくこととなりますけれども、その施策についても内容をしっかりと把握した上で、これに沿った施策を行うよう周知徹底をしております。それから、2点目の実施計画の進捗に係るPDCAサイクル、きちんとチェックできているかという御質問です。当然各部署においてPDCAサイクルはきちんと回して、必要な改善があれば改善していくべきものでございますけれども、この辺りについては今後きちんと把握できるような仕組みを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（坂巻重男君） こども部長。

○こども部長（依田森一君） こども計画の策定についてからお答えいたします。まず、調査が足りていないのではないかとこのところ、策定してこの計画自体終わりではなく、こどもまんなか社会の実現に向けて、今後につきましても多様な手法により意見聴取の機会を充実させていきたいというふうに考えております。また次に、ワークショップについてですが、参加人数が少なかった、こちらの理由につきましては1月の開催であったことから、インフルエンザ等の感染症が流行しておりまして、体調面への配慮により参加を控える動きや、中学生については冬期の夕方の時間帯での開催であったこと、TeToTeで実施しましたが、TeToTeということで近隣の学校のみでの周知にとどめたということで、参加人数が抑制されたのではないかとこのところ、考えております。次に、ウェブのアンケートについてですが、こちらについては各学校と事前に調整を行って実施したところですが、対象である子供たちに意見聴取の目的を十分伝えることができなかつたものと考えているところです。引き続き子供たちが意見を表明できる方策について検討してまいります。最後に、児童センターへのアンケート調査ということですが、内容につきましてはこども大綱に基づく設問など、広く子供の声を拾い上げることができる内容を想定しているところでございます。以上です。

○議長（坂巻重男君） 健康医療部長。

○健康医療部長（高橋裕之君） 御質問3点いただいたかと思っております。1点目の応招義務違反でないで指示できないかということなんですけれども、そういうことではなくて、医師法では医師の資格であったりとか、義務であったりとか、身分についてうたっている法律になるんですけども、それに関しての行政処分権限は国にございます。したがって、市とするとそれを指導する権限はないということになります。

2点目のHPVワクチンの機能性身体症状について、これ最近といたしますか、症状についてはよく世間的にもお医者さんも当然御理解はいただいているかと思えます。ただ、その上で医師会とも相談いたしまして、周知の方法等進めて、相談していきたいと思えます。3点目の定期接種は自治事務ということで、市の裁量で国の言うとおりに進めているということでもいいのかということですが、これは当然全て国の言いなりというわけではございませんけども、我々とするとな国が示した基準なり方法等にのっとり実際やっております。でも、その中でですが、実際やり方等々医師会とも相談しながら今後も進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 経済産業部長。

○経済産業部長（込山浩良君） 私のほうからは、農業政策につきましての御質問2点についてお答えいたします。まず、里親制度のことにつきましてですが、この制度につきましては農業技術とか農地探しとか地域の集荷など、就農に係る指導に要する様々な課題を克服するためということで平成25年から事業開始している制度でございます。ただ、最近では議員御指摘のとおり最後制度を使っていたのが令和元年度となっております。やはり新規の中ではこの制度を用いず独自に農地探しをしたりとかという方が多くなっている中で、当該制度につきましてはいわゆる師弟関係であるとか、そういった地域の習慣とかということで時代にそぐわなくなってきた側面もございますので、時代に合った制度となるよう改善を研究していきたいというふうに考えているところでございます。もう一つのエコ農産物についての御質問につきましては、こちら農産物の周知につきまして県のホームページなど、またステッカーなどで周知をしているところではございます。さらなるエコ農産物になることによって得られるメリット、こちらを向上させる取組の一つとして御紹介のありました佐倉市の取組、こちらのことにつきましてどれだけそれによってエコ農家の認定数が増え、また農家の方が所得が向上するのかとか、そういったものをぜひとも研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、義務教育学校に関する御質問にお答えいたします。子供たちの意見についてなんですけれども、今回の説明の内容につきましても子供たちが安心して開校を迎えられるようにということを前提にしております。義務教育学校をなぜつくるのかといった内容であったり、どんな学校になっていくのかといったことが説明の中心となっております。この説明に対しまして、子供たちにそれが理解できましたかという問いかけだったり、そのことを聞いてどう感じたかということ、またどんなことを楽しみにしているかということ聞いております。そのほか、今回は自由記載としまして、これに対して自由に感じたことを答えられるような形でアンケートのほうも実施しております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 上下水道局理事。

○上下水道局理事（小川靖史君） ウォーターPPPに関してお答えします。先ほど御答弁させていただきましたように、令和10年1月からウォーターPPPレベル3.5で上下水道一体の予防保全に努めさせていただきたいと思えます。10年後、次の事業方式を選定する段階においてもコンセッション方式への移行は考えておりません。以上です。

○議長（坂巻重男君） 財政部長。

○財政部長（中山浩二君） 2点お答えいたします。1つは予算要求あったもの、どのような

観点で切ったのかということでございますけれども、最終的な予算要求と予算づけの中では、要求に対して150億程度圧縮しています。どういった手法でということですが、事業の進捗を見ながらとか、あとは内部でできることとか、あとは事業の熟度が足りていないもの、こういったものを中心に査定をさせていただいたところでございます。また、ノベルティグッズにつきましては、事業の必要性とか効果を厳格に検証して、予算づけをしているところです。たとえ少額であっても不必要なものは落としているという状況でございます。そういった中で、実際つけたのかどうかということですが、40の事業でノベルティグッズつけてございます。例えば選挙事務ですとか、あとは防災訓練時のようなところで予算化をしております。特に防災については防災グッズなどを提供することで防災意識なり、防災に対する備えをしていただくというような観点で必要性を勘案しながら査定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第3問、林紗絵子さん。

○16番（林 紗絵子君） それでは、今の財政についてです。私は、一覧見させていただきましたよ。必要性があるとは思えないものもいっぱいありました。キーホルダーとか名入れボールペンとかうちわとか配るのやめましょうよ。物をあげることをインセンティブに何かを啓発しようという発想自体がもう古い。よっぽど魅力的なものでないと、ごみを増やすだけだと私は考えています。コスト意識を持って、しっかり無駄を省いていただきたいと思います。一方で、私たちが必要だと考えている事業で予算切られているものだってあるはずですよ。それなのに、こういう細かいところでちょっと無駄だなと思うのがあるというところがありますので、よろしく願いいたします。答弁要りません。

HPVワクチンについてです。子宮頸がんを防ぐためにはリスクのあるワクチンよりも子宮頸がん検診の検診率の向上が確実に安全性が高くて、私は効果が高いと考えています。ただ、細胞診ってどうしても女性にとって内診の抵抗感があるんです。これは、検診率が上がらない一つの要因と言われてはいますが、若い女性の受診率を上げるため女性医師が検診をしてくれる医療機関を公表するとか、そういう工夫ってできないでしょうか。これは、答弁お願いいたします。あともう一点、これまで子宮頸がん検診、細胞診が用いられてきましたけれど、2024年4月よりHPV検査単独法も住民健診で実施できるようになりました。HPV単独法というのは、検査キットを使って自宅で検体採取をすることができるので、内診の抵抗感というハードルを越えることができます。横浜が全国に先駆けてこれを導入して、話題になりました。本市でも検討いただけないでしょうか。これも答弁をお願いいたします。では、RSウイルスワクチンについてです。ワクチンの副反応について集まっている審議会メンバーがどのような人なのか分かりませんが、見ているのはビッグデータなんです。早産とか胎児死亡が報告されているけど、その発生頻度はワクチン打っていない場合の発生頻度とそんなに変わらないでしょう。だから、重大な懸念は認められなかったというふうな判断なんです。でも、自治体の職員は私はそうじゃいけないと思います。実際に接種する妊婦さんに副反応の被害が出たら、そこに人間対人間として接するのは自治体の職員です。早産とか胎児死亡とかデータ1で見ないで、とても恐ろしい悲しい事例として重く受け止めなければならないのが自治体の職員なんです。自治事務だから、定期接種ワクチンのリスク情報の周知は厚労省とやり方を変えてもいい、それが分かっているながら、柏市はあくまで人を数字でしか見ていない厚労省の出す資料と同じことしか書かない、言わないでは柏市の職員が人間である必要性がないじゃないですか。

もっとAIが進化したら、AIで十分ということになっちゃいますよ。ですから、RSウイルスワクチンのリスク情報の出し方については、厚労省と別の形というのをちゃんと検討してほしいです。人間として再検討していただきたいと思います。これについては答弁は要りません。

農業政策についてです。厳密に比較できているわけではまだないんですけど、財政規模の近い自治体や経営耕地面積が同じくらいの自治体の中で目的別歳出を比べたときに、本市は農林水産業費の金額、割合が低い財政構造のように思います。これは今に始まったことではなく、本市がずっと農業政策に力を入れてこなかったことの表れではないでしょうか。農業従事者アンケート調査では、収入が低い、労働力不足、後継者不足が上位を占めております。経営環境が厳しいと感じている農業従事者が多いのは明白なのに、そこへ抜本的な対応策を打ってこなかった。これまでの姿勢を改めるべきだと私は思います。こちらも答弁は要りません。

義務教育学校計画についてです。先日こども部が庁内職員を対象として子供の意見を反映するための研修を実施したという答弁がありました。教育政策課の職員も1名が参加したと聞いています。早速この研修で学んだことを大いに発揮してほしい。子供たち自身がどういうふうを考えているのかを今回やるって言っている意見聴取、自由記述欄もあるということでしたけれど、ぜひそこで子供たちの思いというのを受け取っていただきたいなと思います。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁……以上で林紗絵子さんの代表質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時30分休憩

○

午後 2時40分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、柏エナジーを代表して上橋しほとさん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔7番 上橋しほと君登壇〕

○7番（上橋しほと君） 柏エナジーの上橋しほとです。質問へ入る前に、柏市議会議員の橋口幸生さんが3月2日、お亡くなりになりました。私自身令和5年9月に柏市議会議員になり、初めて所属した建設経済環境常任委員会で橋口さんと御一緒させていただきました。橋口さんはいつも温和な笑顔で、そして優しい口調で元気か、頑張れよと声をかけてくださいました。先輩議員として市政の話もしてくださいました。柏市のために、市民のためにこれからも奉仕していきたいという矢先での志半ばでの御病死であり、無念であったことと存じます。健康に生活できており、今この場にいられることに感謝し、柏市議会議員としてこれからもその務めを果たしてまいりたいと思います。橋口幸生さんの御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、会派を代表して質疑並びに一般質問いたします。項目の1つ目は、健康増進政策についてです。北村和之議員も私も、受動喫煙防止について従前から質問しています。柏市の答えは新規、個別に受動喫煙防止条例を施行しなくても今のままでも理解促進を図っていけるから、条例を定める考えはないといった感じですか。さて、今の柏市のまちを見たらどうだろうか。屋外、半屋外の場所に出たら、市有地だろうが公道だろうが、喫煙者の方がたばこをくわえ始めて、ライターで火をつけて吸い始め、煙を吐き出す。屋内で吸えない反動からなのか、

このような喫煙者がまだまだ多いです。柏市は認めていない市の公園や緑地でたばこを吸い出す人がいます。花見やピクニックをしているときに赤ちゃんを抱っこしている人の配偶者がたばこを吸い出しています。たばこを吸い始めるときに吸っていいですかと聞いてくれません。自分が吸いたいタイミングで吸い出す方は、この人煙吸わされたら嫌なのかなとは思っていないのではないのでしょうか。喫煙者は総じて肩身が狭いとおっしゃられますが、今の時代だってまだまだ受動喫煙を望まない人のほうが気を遣っている場面だってたくさんあります。配慮義務の意識醸成がまだまだ足りないと感じます。立ち止まって喫煙する人はまだまじなぐらいでして、やっぱりそんなに時間を有効活用したいのだろうか、いまだに歩きたばこを堂々とし始める方がいらっしゃいます。柏市内全域歩きたばこをしてはいけません。環境部による巡視業務の話から件数は減ってきていると聞きますけど、一方で予算要求も通らず、巡視員の人数も増員できていないとも言われています。限られた人員で限られたゾーンだけしか巡回をしていないのだから、歩きたばこをしている人を見つけ切れないのだと思います。私が自転車などで外を移動していたら、1日に1人1回は歩きたばこをしている人、ポイ捨てしていく人を見かけてしまいます。先月小学校の総合的な学習の時間の発表に参加させていただく機会がありました。公園や道路の課題を探求していたグループがまちでたばこを吸っている人がいる、たばこがポイ捨てされているとフィールドワークで自ら感じたまちの課題を発表していました。子供たちだってちゃんと見えています。児童たちについては、授業の機会とかで発表できるけど、自ら大人に物申したら危ない目に遭うかもしれないし、やらないでしょう。大人であり、市議会議員である私は何回か公園とか公道で歩きたばこなどしている人にやめてくださいという話かけをしたことがあります。私から突然に声をかけられた方は、半分ほどの方が分かったと言ってやめて、それから本当にやめてくださった方もいましたが、何でおまえにそんなこと言われなきゃならないと言い返され、トラブルになったものも何度かやっています。せっかくたばこを吸って気持ちよくなっていたところを生意気な政治家に妨害されれば、それは怒ることでしょう。結局このような注意や指導はしかるべき立場の人がやることであり、その立場にない人間は中途半端な正義でやるんじゃない、おまえの仕事ではないという結末になってしまいます。でも、指導や是正が及ばないのは仕方ないでしょうで済ませていいのか。いや、それは違うと思います。望まない受動喫煙をさせない、歩きたばこをしない、ポイ捨てをしない、柏市民として市民にこれらを遵守、励行してもらいたい。市はそう思っているのなら、しかるべき人による指導の強化や健康増進法に基づく配慮義務の啓発をさらに強化することや新しい条例を制定、施行して、今以上に市民へ受動喫煙防止を強く求めていくことが必要だと、やっぱりそう思います。質問です。受動喫煙防止への配慮が足りていないと思いませんか。柏市は、今の状況をどのように捉えていますでしょうか。そして、受動喫煙防止に向けたこれからの施策展開をお答えください。そして、受動喫煙防止条例の制定と施行について、屋内は原則禁煙、望まない受動喫煙をさせない社会、20歳未満の人は近づけない配慮義務などの施策が今のままで十分だと答弁されていますが、やはり市として条例を定めて、もっと強く市民に責任感を背負ってもらう、遵守、励行してもらう必要があると考えます。受動喫煙防止条例制定について、市の考えをお答えください。一方で、もう喫煙をやめたという人、またはそろそろやめたいなと思始めている人も着実に増えてきています。禁煙、卒煙を成し遂げるためのアプローチ、方法、たくさんあります。依存度が高い人が誘惑に打ち勝つための方法としてあるのが禁煙外来治療。これも保険適用されますが、何段階にわたるプログラムで、費用もかかりま

す。県内では千葉市、また県外を見渡すと多くの自治体がこういう人たちのために行政が禁煙外来治療費の助成をしています。今年度から施行され始めている第二次柏市健康増進計画を見ると喫煙の項目もあり、やはり喫煙は喫煙者の健康に深刻な影響を与える、受動喫煙は主流煙よりも大きな影響を及ぼす、喫煙をやめたい人がやめることができるように支援を促すことが重要だと書かれています。柏市の重点テーマの一つは、健康になれるきっかけにあふれたまちです。たばこをやめるということをもっと勧めて、柏に関わる全ての人の健康を支えていただきたいと思います。質問です。禁煙支援について当市がどのように今の状況を捉えており、これからどのような施策を進めていこうと考えているのか、お答えください。そして、市民からの問合せも受けたことがあります。市民も望んでいる禁煙外来治療の費用助成、これを柏市も進めていかないか、お答えください。画面の掲示をお願いします。次は、かしわ健康アプリワニFitについてです。お見せしているのは、令和8年度当初予算の概要の中で重点事業、健康になれるきっかけにあふれたまち、がん検診事業のページに記されているものの一部抜粋です。健康づくりを促す機能やサービスメニューがあるスマホアプリのワニFit、8年度からがん検診受診率向上を狙って、ワニFitアプリと連動して検診を受診すればポイントを付与するよということを始めようとしています。既にあるインセンティブの一つに毎日規定数以上の歩数歩くとアプリ内のポイントが加算されるというものがあります。健康づくりをして、お得にポイントを稼ぎ、デジタルギフトとかお得にゲットしませんかという仕掛けづくりです。ただし、次のような話を聞きました。公共交通機関で移動中に自分のスマホをずっと自席でしゃかしゃか振っている人がいた。その人が開いていたスマホアプリはワニFitだったという話でありました。その話を聞く限りだと、ただ歩数計のカウンターを進めさせて、インセンティブを稼いでやろうという気持ちで利用しており、毎日8,000歩以上歩いて健康な体をつくらうという意識をこの人は持っていないのではないかと感じてしまいます。みんなが自分の健康づくりのためにワニFitアプリを使っているわけじゃないのではないかとこの疑念が生じてしまいます。新年度から加えるインセンティブだって、がん検診受診率が上がったとしたって、ポイント目当てに検診に来る人が多かったら、自分ががんになっているかどうかをちゃんと確かめたいという純粋な動機によるアクションでなかったら、市民の健康意識が高まったとは言えないと思います。ポイ活アプリとしか認識していない利用者が増えていったら、ワニFitは健康になれるきっかけのツールになるとは言えないのではないのでしょうか。ワニFitのインセンティブは、健康づくりにつながっていると考えますでしょうか。このアプリの利用の状況、動向とか意識、動機とか把握できていますでしょうか、お答えください。画面戻してください。次はウォーキング。令和5年度に埼玉県東松山市の日本スリーデーマーチを引き合いに出して、柏でも市民が愛せるようなウォーキング大会をしてはどうかという質問をしました。柏市は主催していた手賀沼ウォーキング大会を終了した。その後は、地域の方々にウォーキングをしてもらう市主導の年1回の大会をやるという形ではなく、それぞれの方のペースで日常から歩いていただき、健康な体づくりをしていってもらおうという方向になっていった。だから、再び市で大会をオーガナイズする考えはないと答えられました。ウォーキング大会の事例として、東京都とNPO法人が主催しているTokyo健康ウォークというイベントがあります。これ大腸がんの啓発も兼ねており、がんによる死亡原因の上位の病気である大腸がんの予防には適度な運動が効果的であることは科学的にも証明されており、また大腸がんは検診で早期発見し、早期治療すればやっぱり90%以上助かるということも分かっている。T o

k y o健康ウォークは、参加型ウォーキングイベントで、楽しく歩きながら大腸がんに関するクイズラリーをする、会場で検診も受けられるといったイベントです。当市も注力しているがんの早期発見を促すこともできますし、がんの1次予防、そもそもがんに罹患しないための行動を促すきっかけにもなります。やっぱり日頃から市民に歩いていただくことを推進していることやがんの早期発見と治療にも注力しているT o k y o健康ウォークは、柏市の政策とも親和性のあるイベントでないかと思いました。加えて、大会を目標に日頃からウォーキングというのはウォーカーにとってモチベーションになります。このような事例を積極的に導入し、やっぱり健康づくり啓発事業、市の活性化など推進していけるような市で主催するウォーキング大会を開催していったらどうでしょうか、考えをお答えください。

では、項目の2、環境政策について。まずは、地球温暖化についてお尋ねします。最高気温の記録更新が昨年もあったように、年々気温が高くなってきています。暑い時期も長くなってきています。先月も大寒波で寒い日もあるけれども、逆に初夏の陽気の日もあったりしました。今年も猛暑になると既に報道されています。気候変動に対する対策は国レベル、世界レベルで行うものもありますが、やはり市民一人一人が意識をして日常行動に反映させていくことが重要だと思います。ボトム層の取組の積み重ねで大きな成果を出せるとやはり思います。小まめな節電とか、アイドリングしないとか、デコ活アクションをやるとか、一人一人の行動、その積み重ねで地球温暖化の抑止、緩和に貢献できるはずです。国と市民の間にポジションを構える、市、自治体、市民の行動変容を促す仕掛けや補助をしていくのがやはり地方自治体の役割でありますから、市民へのアプローチ、啓発事業をもっとして行ってほしいと願います。1つ目の質問、第3期の柏市環境基本計画、今年度で終了となるため、次期の環境基本計画策定を進めてこられました。市民参加のワークショップしたり、審議会議論などありました。新年度4月から新しい計画期間が始まります。その新しい環境基本計画で示される地球温暖化対策について柏市の方向、考え、取組、事業などお答えください。次です。暑い中での外出は控えよう、命を守る行動選択をとということが暑さのレベルが高まったここ数年では現実路線となってきました。ただし、全員が屋内執務の仕事なわけではないし、買物も全員が通販では済ませられないと思います。暑い中でも出かけなければならない、働かねばならない状況に置かれる人もたくさんいると思います。やはり目的地に出かけるんだったら、マイカーよりも公共交通機関がベターでしょう。それだったら、やはり空白不便地域の解消施策を進めるのも大切でしょう。それとか、出かける途中で待避目的をできるクールスポットも大切な場所になると思います。まちの通りで炎暑を避けられるような場所を確保したり、緑化だったり、外気温を下げるミストシャワーを設けるとか、市民も来街者も暑い中でも出かけられるようなまちづくりがこれからの時代必要だと考えます。暑い中でも出かけられるまちづくりについて市の考えをお答えください。そして、微細なミストによる気化熱効果で周辺の外気温を下げるミストシャワーを設置してほしい、これまで我が会派の議員2名が何度も何度も質問してきている事項です。ただし、私たちの質問に対してホース、ノズルの塩素付着があるとか、また試行的に試した柏まつり会場でもびしょぬれになって服がぬれた、道路、地面がぬれたと不評な反応のほうが多かったとか、この政策に対するネガティブな答弁ばかりが強調されています。ただし、柏市が柏まつりで試行的に試した日はたまたま寒い日が当たったと当局も自認されており、やはりこれは偶然であった、タイミングが悪かっただけだと思います。やはり真夏日、猛暑日のほうが日数多く、ミストシャワーによる外気温の低下が生かされる日のほうが多いと考えます。そし

て、ぬれたというところでも柏まつりでリースした設備の仕様は存じておりませんが、やはりそのミストシャワーよりも粒径が小粒なノズルで地上高も考えて取り付ければ、人の肌に当たる前に気化して、びしょぬれにならない製品はたくさんあると考えます。我が会派で視察した熊谷駅前バス停のミストシャワーも北千住駅西口美観商店街アーケードのミストシャワーも外気温はしっかり下げるけれど、ぬれて困るという声のほうが圧倒的少数で、涼しさを感じられる、暑い中でも出かけやすくなるからミストシャワーがあったほうが良いという感想のほうが多かったと熊谷市も北千住商店街振興組合も答えられていました。また、当市に目を向けても、柏たなか駅前公園のミストシャワー設備、公園緑地課の職員から運用について会派で教わりました。ここは水に親しむという狙いでつくったこともあり、地上高も少し低めなので、気化する前のミストでぬれる場合もありますが、それでも18マイクロメートルとかの微細なミストです。日よげがないので、午後2時とかですと利用者がいないときもありますが、朝、夕だとそこで涼まれたり、遊んだりする来園者がいらっしやいます。市はアンケートまでは取っておらず、口頭でヒアリングしているとはいいますが、柏市民からも好評だとのこと。涼しい、早い時期から、6月からだったり、夏休み後だって9月も稼働させてほしいとポジティブな意見が多い。だから、公園緑地課も稼働期間の延長などもしています。当課はやっぱり設置業者とも密に連携を取っていて、メンテナンス、保守点検もちゃんとしています。柏市だってミストシャワーのノウハウをちゃんと持っています。望んでいる市民も来街者もいらっしやいます。だから、やはりネガティブな点ばかり抽出して、やらない姿勢を強調するのではなく、メリットやニーズにも目を向けて、実施の道を模索していただきたい。質問です。過去の質問で先進自治体などの事例を調査研究してまいりますと答弁を受けています。暑い中でも出かけられるまちに外気温を下げるミストシャワーは絶対に役立つと会派では確信しています。ぜひ設置を進めていただきたい。自身のノウハウ、ほか自治体の、民間との連携を強化して導入、展開を進めていってほしいと思います。ミストシャワー設置に関する当市の進捗状況、どうなっていますでしょうか、お答えください。また、ぽい捨て等防止条例の改定について次行きます。加熱式たばこは煙量が少ないと喫煙されている方がいますが、この副流煙にも有害な物質は含まれています。望まない受動喫煙をさせられるという観点もあります。今のルールだったら堂々と歩きたばこもできるんですけども、やはりこちらの喫煙者の方も配慮心は足りないのかなと思ってしまいます。また、これは火使っていないから危なくないとか、電子たばこというたばこに該当しない器具との見分けはつきにくい、指導や取締りの方法が課題になると。また、本当にスティックごみのポイ捨て量が多いのかの検証も必要があると以前は答えられました。千葉県にはまだありませんが、東京都の自治体では加熱式たばこを条例違反の対象としている自治体も増えてきています。柏市も禁煙等強化区域でなら今でも口頭で指導していると言われていました。仮に過料徴収を始めるとしても、今の指導方法を生かせればスムーズにできるのではないかと考えます。質問です。環境美化、受動喫煙防止双方の観点から加熱式たばこによる歩きたばこもやめてもらう必要もあると思います。前回質問したときからの検証状況などどうでしょうか。ぽい捨て等防止条例の対象に加熱式たばこを加えていかないか、お答えください。

項目の3は、ドッグランについてお尋ねします。柏市の動物愛護ふれあいセンターで昨年9月に開かれた催しの日に会場でお会いした市長、健康医療部長、センター職員の方々と風早公園にドッグランをつくらないかという話をしたことがございました。動物愛護ふれあいセンタ

一の目の前にある柏市の風早公園はきれいな芝生もあり、木々にも囲まれており、ドッグランコーナーを設けられるポテンシャルを有していると思います。柏市の公園や緑地はほかにもたくさんあり、柏市内にはドッグランを設置し、市民に向けて開放できるポテンシャルを有した場所があると思います。北部クリーンセンターが所有している最終処分場跡地の布施広場緑地でドッグラン利用している市民が多くて、そこでのかみつき事件も質問で取り上げました。そのときの対策のことだけでなく、やはり犬を飼う市民の方々からドッグランをつくってほしいと要望も上がっているからこそ市民の公園にドッグランをつくらないかという助言も以前からしてきました。また、先ほども言った先月に見学した小学校の授業で、とあるグループは動物との共生をテーマに探求を重ねていました。とあるグループは、やはり自分たちのフィールドワークでの探求から課題を見つけ出し、そして犬と一緒に遊べる広場をつくってくださいという熱意の籠もったプレゼンテーションを行っていました。そのプレゼンテーションを学校が招いた当市の職員の方々にも聞いてもらい、熱弁を振るわれていました。では、ここでちょっと画面の切替えをお願いします。ちょっと自作の表で、自治体が運用しているドッグランの話、3自治体だけ少ししたいと思います。設置場所のところ、千葉県の市川市や成田市は公園内に、栃木県の小山市は調整池の一部区画に設置するなど、やっぱり公園、調整池、河川敷広場などに設けられることが多いです。料金のところ、表の3自治体では市川、成田は無料、小山は有料です。受益者負担を求める自治体も一部ありますが、無料で開放している自治体のほうが多かったです。管理部署については、市川、小山は環境部などと書かれていますが、飼い犬登録を行う、動物管理を行う部局、柏でいえば動物愛護ふれあいセンターに当たるような部署が担当している自治体が多い一方で、成田市などのように公園緑地課、みどり課など、公園を管理する部署が所管している自治体もあります。行政が公設するけれども、指定管理者に委ねているところもあります。最後に、特色の欄、市に登録している市民しか使用できませんという市川のような自治体もあれば、成田のように市民以外も利用できますというところもあります。小山のようにスマートロックでの開け閉めといった運用しているところもあります。職員による負担軽減も工夫されています。どの自治体もドッグランに関する利用規約を定め、それを守るという約束で利用登録ができるようになることは共通しています。動物との共生社会実現に向けた機運は着実に高まってきており、人と動物が共生する心豊かな社会の実現、飼っている人と飼っていない人たちの交流機会創出、市民が犬を飼うことへの理解促進、またマナーアップの啓発などの目的を明示してドッグランを開場したり、本格的運用に向けた試行を展開したりしている自治体が着実に増えてきています。画面を戻してください。犬を飼う市民が着実に増えてきています。需要は、高まってきていると思います。一部愛犬家のためだけの施設、民間事業者がやるものという枠組みを超えてきていると思います。動物共生社会を推進していくための施策として、その場所としてドッグランは適していると考えます。市民のイベント会場としても有効的に活用されています。動物との共生社会推進、ドッグランの需要、市民ニーズもあると思う。これらの状況をどのように捉えていますでしょうか。そして、柏市も市営のドッグランを開場し、運用を始めていってはどうでしょうか、お答えください。

項目の4、選挙運動についてです。2月に終わった衆議院議員総選挙でもでしたし、昨年、一昨年に行われた国政選挙、それよりも前に行われた地方議会議員選挙など、毎回の選挙において違反行為、または違反行為と疑わしき行為が見受けられます。グレーゾーン的な行為として、まちにたくさんある政治家のポスターの例がございます。ポスター掲示について、政治活

動としては公選法的にも適法だけれども、選挙運動としては違反行為となるということがあります。また、その逆もあるんです。ですが、ほとんどの有権者は、政治活動と選挙運動の違い、その分別がついていません。ここでカメラの切替えをお願いします。盛岡市ホームページの選挙管理委員会事務局の選挙運動期間外における政治活動に対する規制についてのページを今回使わせていただきます。私が尋ねたい質問の趣旨を伝えるのに役に立つページだと思ったからです。まず、尋ねたいのは公設掲示板に貼られるポスター以外のポスター、要はまちの至るところへ貼り散らされている政治活動ポスターと選挙用ポスターについてです。政治活動用ポスターには、一つには候補者等個人の政治活動用ポスターがあり、2つ目に政党等の政治活動用ポスターがある。それぞれで規制の内容が異なる。個人の政治活動用ポスターには規制があると書かれています。次をお願いします。ポスターの形態、記載事項、掲載期間などの説明とそのイラストです。下段左のイラストは、裏打ちされたポスター、ベニヤ板とかプラスチックボードにポスターを貼って、フェンスに固定する方法のイラストが書かれています。下段真ん中野立てポスター、くいなどで農地などに打ち込むタイプの掲示板のイラストです。人のおうちの擁壁だったり、フェンスだったり、田んぼや畑とかに、皆さんまちの至るところでまた見たな、これというぐらいよく見かけるものだと思います。裏打ちされたもの、野立てはバツ、駄目と記されています。次をお願いします。政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターのことが書かれています。政党等の政治活動用ポスターについては、選挙運動期間外の掲示制限は特にはない。しかし、政党等の政治活動用ポスターであっても特定の候補者等を目立たせている場合などは、候補者等個人の政治活動用ポスターとみなされ、規制を受けることがあります。なお、氏名や氏名が類推されるような事項を掲載された者が立候補の届けをしたときは、当該選挙の公示日の翌日から選挙期日まで掲示できませんという旨が書かれています。さて、これは政党等のポスターだ、個人のじゃないとか、田んぼにあるものだったって政党掲示板に貼っているんだから大丈夫なんだと言われるケースがよくあります。そして、今度選挙期間に入ると、選挙管理委員会発行のシールが貼られた選挙用ポスターは掲示していいことになる。でも、政治活動用のポスターは、撤去しなければならない。ですが、政治活動のポスターと選挙運動用のポスターのデザインが著しく酷似している人が多いんです。違いはシールが貼ってあるか、貼っていないかだけという感じで、紛らわしいです。有権者にとってはいつもと同じ場所にいつもと同じポスターが貼られているという結局日常の景色の一つです。なので、何が適法で、何が違反かもよほどのマニアかプロが注視しないと分かりません。だから、やっている方々は駄目だと分かっているけど、あえて違反ポスターをちゃっかり残置するということがあります。そして、指摘されたとしても言い訳をし、是正しないで、選挙期間を乗り切るということがあります。まず、ポスターについて質問です。公設掲示板以外のまちにあふれる選挙運動なのか政治活動なのか分別が付きにくいポスターは、どのようなポスターであれば公選法の適法であり、どのようなポスターだったら違反になるのでしょうか。氏名をはじめとした記載内容、あかしの有無だとか、政党掲示板なのか、野立て、裏打ちとかも含めて掲示場所だとか選挙運動としての適法、違法もですし、選挙以外の政治活動における適用、違法の違いもお示しください。次のスライドをお願いします。通告書1のイとウに関する話を始めます。街頭等における文書、図面の掲示、使用の規制、候補者等の氏名あるいは氏名が類推される文書、図面を掲示することはできません。ただ、これも政党の広報だったらいいのかなどグレーな領域があるかと思います。柏で政治活動、また選挙運動を展開されている方もこの

イラスト下段右のような政党等のポスターなのか、選挙ポスターなのか分別がつきにくい裏打ちしたポスターを街頭活動の現場で壁に立てかけるなどして掲示をよくされています。真ん中のイラストは、四角川バツ男という個人名がでかでかと書かれた個人名ののぼり旗を街頭に掲げているもの、この行為はバツ、駄目だと記されています。このルールについては浸透もしてきており、3年前の市議会議員選挙のために政治活動していた人も警告されたとか、そういう話が聞かれるぐらい風当たりが強くなってきている事項です。次のスライドをお願いします。これは、私のいわゆる自作のイメージ図です。今回の衆院選でも前回の参院選でも、ここ2年ぐらいの選挙でよく見かけるようになったのぼり旗です。顔写真があり、政党名が小さめに書かれており、そしてとても大きく立候補者の個人名が書かれている。そして、下に個人演説会と書かれているのぼり旗なんです。これは違反なんじゃないのかと私はしばらくの間思っていました。ただし、候補者は個人演説会場立札という選挙管理委員会から支給された証票をこののぼり旗と一緒に掲示しているようです。公職選挙法の規定で開催できる個人演説会は、公民館や学校などの公共施設、場所を提供してくださった民間施設などを会場とし開く演説会であるという認識です。その演説会を開く施設の入り口へ暫定的に立てかける看板につけるものが個人演説会立札ではないのかと認識しています。柏駅の東口のダブルデッキとか、地域の交差点や小さな公園とかがそこは個人演説会場だということになるのだろうか。自転車と徒歩でしか入れないような生活道路も個人演説会場になり得るのか。自転車に候補者名が大きく書かれたのぼり旗を挿して走り回るのも今個人演説会している最中なんだと言えるのか。これは、のぼり旗の材質を個人演説会場の看板なんだという論理で全候補者が個人名の大きく書かれた個人演説会場ののぼり旗を市内全域に持ち回ることが、持って走り回ることができるのだろうか。個人演説会というのぼり旗は、どんな使い方をしたら適法になるのか、やっぱり違反なのかよく分かりません。これもグレーゾーン的な行為なのか。だからこそ新たなトレンドとして柏でもほかの選挙区でも個人演説会場ののぼり旗を使い始める陣営が一気に増えてきたのでしょうか。画面戻してください。質問します。通告の1のイ、街頭活動でポスターを掲示する行為について、政治活動のときで、もしこれが違反じゃないというのだったら、その根拠は街頭演説の告知なのか、政党広報なのか。告示期間外なら、それで通用するのでしょうか。選挙運動期間中だったら、その論理でも駄目じゃないのでしょうか。証紙が貼ってあるポスターだったら、どんなやり方で、どこで掲示してもいいのでしょうか。公職選挙法で認められる掲示方法があるのか。政治活動の場合と選挙運動の場合と両方街頭での氏名や写真入りのポスターを掲示することに関しどうならば適法なのか、どうならば違法になるのか、お答えください。通告1のウ、個人名と個人演説会と書かれたのぼり旗、この旗は看板に該当するものだという事なのでしょうか。材質はのぼり旗であっても、個人名が堂々と大きく書かれていても公選法違反ではなくなるのだろうか。市内中どこでも個人演説会場だということになるのだろうか。街頭演説と個人演説会は別のものじゃないのでしょうか。どのようなやり方だったら、この個人演説会ののぼり旗は適法になるのか、どうだったら違反になるのか、お答えください。次の質問です。職員の方々も公職選挙法違反とおぼしき声を見かけることがあると思います。そして、有権者の方から公選法違反に対する通報、苦情が来ることがあると思います。実際今回の衆議院総選挙であったと考えます。今回の選挙でも市選挙管理委員会へ報告、通報、苦情は来たのでしょうか。そして、金銭の授受は絶対に許さないけど、ポスターの違反とかだったら別に大したことないから目くじらを立てないとか、事の大小で分別するような考えで臨んでいるようなことは

あるのか。選挙運動に対しても、政治活動に対しても公職選挙法違反行為全般に対する柏市のお考えを教えてください。通告の3と4は併せて質問します。またポスターの話ですが、何が適法で何が違法なのかをちゃんと分かっていない有権者のほうが圧倒的に多く、分かっているのはプロかマニアだけであり、少数派です。そして、違法かどうか分かっていない有権者たちは、むしろポスターがたくさん貼ってあるほうがこの人頑張っているねというふうに評価する。絶対に誰々さんだと決めていない人は、本来なら公設掲示板を見て誰にしようかなと考えるのが自然なのですが、投票所に向かう途中で見かける残置ポスターが違反行為だと分かっていない人は、何回も見かけるポスターの人に入れようかと、この人頑張っている人だからというふうに心が流れていくことが十分にあり得ます。こうして浮動票を稼げると、俺の票になると、政治家はそれが分かっているからこそポスターを大量に貼っていき、告示期間中になっても残置します。それは極めて不誠実だから、我が会派の議員は毎回選挙の時期がやってくるたびに違反行為を是正するように当該人物へ是正を求めています。毎回のようには言われた人は忙しくてはがせないとか貼り替えられないとかなどと言いき、のらりくらりな対応して、その場しのぎをし続けていると聞きました。不誠実だと思います。だからこそ有権者に対し政治活動のルールを知ってもらうことが大切だと思います。今日掲示した盛岡市選挙管理委員会事務局のページとか、千葉市選挙管理委員会事務局とか、イラストを使って違反に該当する活動の事例を示しています。これは、分かりやすいと思いました。柏市ホームページの選挙管理委員会事務局で選挙運動、政治活動のルールを説明するページは掲載事項が3つで、それぞれ文字の羅列のみ、他市のような図説つきのルールを説明していません。また、ほかの部署になりますけど、道路や公園の破損状況などLINEで通報できるシステムが既に適用されています。この技術を使えば、違反ポスターが残置されているとか、市民が簡単に通報できると思います。電話対応よりも負担が軽く、画像もあり、現場、場所もGPSなどで把握できます。質問です。市民に対し正しい公職選挙法のルールを理解してもらうことが大切だと考える。そのツールの一つとして、イラストも入った親しみやすく、分かりやすいページを増やしていくなどのことをしたらどうだろうか。政治活動、選挙運動のページをより充実化させていきませんか。そして、選挙運動、通常政治活動も含めて正しいルールを市民に分かっていただき、理解を深めていただく。日常生活の中で誤った政治活動、選挙運動じゃないかというところでの通報に協力してもらおう。選挙管理委員会事務局への電話も重要ですが、よりやりやすいツールであるし、有益だと思う。ノウハウもあると思います。選挙違反通報システムを導入したらどうでしょうか。以上で第1問終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、健康増進政策に関する御質問とドッグランの御質問にお答えいたします。初めに、健康増進政策に係る受動喫煙防止についてです。本市では、受動喫煙のないまちづくりを目指し、令和7年3月に策定した第二次柏市健康増進計画で20歳以上の喫煙率の減少と家庭、職場、飲食店における受動喫煙の機会を有する者の減少を健康目標として掲げています。本市の受動喫煙の現状につきましては、令和5年度に実施をした柏市民健康意識・生活実態調査では20歳以上の喫煙者の割合が11.9%となり、第一次柏市健康増進計画策定のために行った平成23年度の調査時の16.3%から4.4ポイント減少いたしました。また、受動喫煙の機会を持つ方の割合は、第一次柏市健康増進計画の中間評価のために行った平

成28年度調査時と比較しますと、職場では30.1%から15.8%へ、家庭では15.7%から11.4%へ、飲食店では56.5%から18.0%へとそれぞれ減少しています。このことは、市民の受動喫煙の機会は一定程度改善されているものと評価しております。一方で、議員御指摘のとおり、市民からの通報などから市内の事業所や飲食店において望まない受動喫煙が発生していることも認識しております。市では、通報を受けましたら訪問による現場確認や電話による徴取を通じて改正健康増進法の周知啓発に努めてまいりました。今後も引き続き通報の対象となった事業者等への働きかけを継続するとともに、広く市ホームページで情報を発信し、受動喫煙のないまちづくりに取り組んでまいります。次に、禁煙支援についてです。市では、禁煙支援の施策として平成30年から禁煙外来実施医療機関や禁煙相談ができる禁煙支援薬局をお示しした禁煙外来・禁煙支援薬局マップを各近隣センター、庁舎等に設置し、特定健診や乳幼児健診の際にも配付しております。先ほど紹介しました令和5年度に実施をした柏市民健康意識・生活実態調査において、禁煙外来に保険が適用できることを認知している割合が約4割にとどまっていることから、引き続き市の禁煙支援について周知することで、喫煙をやめたい人がやめることができるよう努めてまいります。なお、国では令和2年の改正健康増進法の全面施行から5年経過したことを受け、厚生労働省の受動喫煙対策専門委員会において今後の受動喫煙対策の検討をしており、本年4月以降に議論の取りまとめが行われると聞いております。市といたしましては、この取りまとめで示される方針等に対応していくとともに、引き続き先進自治体の受動喫煙防止条例や禁煙外来医療費の助成制度の成果、効果について調査研究を行ってまいります。いずれにしましても、たばこは本人だけでなく、周囲の方々の健康にも悪影響をもたらすことから、喫煙者や受動喫煙を受ける人の割合は減少傾向ではありますが、喫煙者の禁煙支援や周りの方々の受動喫煙防止に対して粘り強く取り組んでまいります。次に、W o n F i t のインセンティブが健康づくりにつながっているのかとの御質問についてです。本事業は、アカウント数が2万4,000件を超え、本市の健康づくりの基盤施策として健康寿命の延伸及び医療、介護予防費の抑制を期待するところであり、特に運動習慣の重要性を理解しても行動に移せていない層やいわゆる健康に関心ない層に対して行動変容を促すためには、そのきっかけとなる動機づけが必要不可欠です。インセンティブは、ちょっと得だからやるという心理的なハードルの低下により最初の第一歩を後押しするための手段であり、多くの自治体でも事例のある事業でございます。本事業においても、市民が自然と健康づくりに取り組み、健康意識の向上につながる仕組みとして主要な役割を果たしております。例としてGPS機能を用いてポイントを付与しているウオーケラリーでは、市内コースを随時追加していることもあり、着実に参加者が増えていることを確認できております。市といたしましては、今後もより多くの方が健康意識を向上し、健康づくりに取り組んでいただけるよう、アプリ内のコンテンツの作成と改善に努めてまいります。続いて、市主催のウオーキング行事を開いてはどうかとの御提案についてです。市では、ウオーキング大会として毎年11月に開催していた手賀沼ふれあいウオークを平成30年の大会を最後に中止し、それ以降より身近な地域での日常的なウオーキングを推進してまいりました。その成果として、現在ではフレイル予防活動でウオーキングに取り組んでいる団体が27団体あり、一般財団法人柏市みどりの基金では市内の各種を巡りながら自然や歴史を学ぶカシニワ・ウォークを年間10回程度実施しており、柏市民公益活動団体である北総ウオーキングクラブは松戸市、流山市、柏市、我孫子市を中心に年間30回以上ウオーキングイベントを開催しております。このほか、大規模なウオーキングイベントである北総ウオーキングクラブ

の主催する大正浪漫ウォーク in 手賀沼や一般財団法人千葉県まちづくり公社柏の葉公園管理事務所と柏の葉ウォーキングクラブが主催する柏の葉ウォーキングフェスタには、毎年市が後援を行っております。令和7年度の広報かしわでは、1年間で16件のウォーキング関連イベントの募集が掲載されており、様々なウォーキングイベントが市内各所で開催されているところです。また、先ほど申しあげましたかしわ健康アプリワニFitでは、市内の散歩コースを設定したウォーキングラリー、太陽系の旅行に見立てて年間の累計歩数を確認できるバーチャルウォーク宇宙編など、歩くことが楽しくなるコンテンツを備えています。令和6年1月に国が策定した健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023では、個人差を踏まえ強度や量を調整し、可能なものから取り組むこと、今より少しでも多く体を動かすことという方向性を示し、推奨事項として1日につき成人で8,000歩以上、高齢者で6,000歩以上の歩行を挙げ、デジタル技術を活用しつつ、自身の身体活動、運動の状況の見える化等によりさらなる身体活動、運動分野の取組を進めていくことが重要であるとしています。市といたしましても引き続き身近な地域での日常的なウォーキングや健康アプリワニFitの活用を推進することで、市民の健康づくりの支援に努めてまいります。

次に、ドッグランの支援設置についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、他自治体では犬の適正飼育推進や公園等における犬をめぐる事故やトラブル防止を目的に市営ドッグランを設置する例がございます。また、本市におきましても愛犬家を中心にドッグラン設置に関する御要望があることについても承知をしております。ドッグランは、飼い主が安心して犬を遊ばせることができる場所を提供できることや犬同士の交流を促進し、社会性を育むことができます。また、地域住民が集まる場所となり、コミュニケーションの活性化にも寄与するなどの効果があります。一方で、ドッグランの設置に当たっては、設置場所の選定、確保に加え、施設を設置する近隣の住民の皆様にも御理解を得る必要がございます。また、管理運営の構築と安全な運営を継続するためには人員予算の確保が必要なことや設置に当たっては庁内関係部署との協議、調整などの課題もございます。今後は、ドッグランを含む施設整備について市民ニーズや財政状況を踏まえ、現在策定中の柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会において市の動物愛護に関わる総合的な施設整備の在り方について議論を深めたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、環境政策に関する御質問4点についてお答えいたします。最初に、柏市環境基本計画で示される地球温暖化対策についてお答えいたします。柏市環境基本計画は、柏市環境基本条例に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画でございます。現在は平成27年度に策定し、令和7年度までが計画期間となっている第3期計画に基づき様々な環境政策を総合的に推進しております。また、令和8年度以降の次期環境基本計画については、柏市環境基本条例24条並びに第25条に基づき設置されております環境審議会において有識者、公募市民、市民団体、商工や農政関係者などの幅広い分野の委員に活発な御議論をいただいた後に令和8年2月6日から3月2日までの間パブリックコメントにより市民の方々の意見を募集してきたところでございます。この次期環境基本計画案においては、多様な人々が共創し、環境に暮らしと経済が調和した未来を育むまち柏を目指す環境像として掲げ、リーディングコアシティーへの歩みを着実に進めるた

め、脱炭素社会の実現と環境保全を通じたウェルビーイングの向上の2つを基本方針とし、5つの基本目標に沿って様々な施策を展開することとしております。この中で地球温暖化対策の推進については、地球温暖化による気候変動は環境分野だけでなく、人々の暮らし、自然災害や社会経済など全ての分野に影響を与える深刻な問題であると捉えていることから、5つの基本目標の一つとして掲げており、市としても重点的に取り組むべきものと考えております。計画案においては、重点施策として再生可能エネルギーの普及、利用促進を進めることとし、エネルギーの効率的な利用の促進と気候変動への影響への適応策の2つの基本施策を講じることとしております。また、基本施策などを着実に実施するための実行計画として柏市地球温暖化対策計画を位置づけており、これら計画に基づき市内の脱炭素化を進めることで安心、安全とエネルギーや地域資源の地産地消、稼げる脱炭素など、暮らしや経済、まちづくりにも寄与する施策を進めてまいります。次に、暑い中でも出かけられるまちづくりについてお答えいたします。地球温暖化対策については、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と併せて、気候変動による被害を回避、軽減する適応策を両輪で推進し、安心、安全に暮らせるまちを進めていくことが求められております。このうち適応策に関する具体的な取組としては、主として気候変動適応法に規定するクーリングシェルターと市独自に設けたクールスポットの設置を進めております。法定施設でありますクーリングシェルターについては、開放条件となる熱中症特別警戒アラートは令和6年度の制度創設以降一度も発令されたことはございません。こうした中、暑い中でも出かけられるまちづくりの一環として、令和7年度においてはより市民や柏市来訪者が気軽に立ち寄り、暑さをしのぐことができる涼みどころとして市独自のクールスポット設置を重点的に進めており、市の公共施設のほか、市内事業者や商工団体にも御協力をいただき、令和7年度においては118施設の指定を行いました。この施設数については千葉市、船橋市に次いで県内3番目の設置数となっており、設置数が100施設を超えた市町村もこの3市のみとなっております。また、市としましてもホームページにおいてマップ上に設置場所などを分かりやすく表示するとともに、各施設においてオリジナルポスターを掲示することで利用者の方に分かりやすく、利用しやすい周知を行ったところです。令和8年度以降も市内事業者の御協力も得て、熱中症予防に加えて、立ち寄った方が飲料、商品の購入やサービスの提供を併せて受けることで協力事業者の売上げにも資する取組として、クールスポットの拡大に取り組んでまいります。次に、ミストシャワーについてお答えいたします。ミストシャワーにつきましては、空間でミストを発生させることにより気化冷却の効果により噴霧空間の温度が低下する効果があるとされており、環境省が策定したまちなかの暑さ対策ガイドラインにおいても、微細ミストの事例として公園や商店街、イベント時などの設置事例について紹介されており、市としても市内の設置事例である柏たなか駅前公園や柏まつりにおける試行設置の状況などに加え、先進導入事例であります北千住の商店街や千代田区、港区をはじめとして多くの取組を現地で確認したところです。一方で、ミストシャワーの設置に当たっては、衛生面と維持管理面において課題があるとされており、衛生面においては、配管内に水が滞留し、水温が20度から50度になると肺炎などを引き起こすレジオネラ属菌が繁殖しやすくなり、この菌をミストとして肺に吸い込むことで感染しまう可能性があるため、定期的な水の入替えや消毒、配管洗浄が不可欠となります。維持管理面については、水道水に含まれるカルシウムやカルキ成分が結晶化し、微細なミストの穴を塞いでしまうことがあることから、小まめな清掃や定期的なノズルの交換が必要となるとともに、簡易型のミストシャワーにおいては開始時と終了時に手動

での水栓の開閉が必要になること、高機能型のミストシャワーは天候に応じた自動制御が可能なものの、設置コストが高額になること、イベント時に使用する移動型では使用しない時期の保管場所確保などの課題があるとお伺いしております。また、ミストに触れることを好まない方への配慮なども必要となっております。このことから、設置に当たっては各施設の状況、イベントの実施場所及び時期や時間、利用者や参加者のニーズ、暑さ対策に関する安心、安全な運営の観点から各施設管理者やイベント主催者においてそれぞれの状況に応じた検討を行うことが重要であると考えております。なお、こうした検討に当たっては、分かりやすい事例の情報提供も有効と考えており、市役所内においては昨年の柏まつりにおいてミストシャワーが導入された事例について、庁内全ての部署により構成されている柏市地球温暖化対策推進本部において共有したところです。今後も様々な機会を通じて熱中症予防対策の一環として施設やイベントなどでのミストシャワーの設置事例についても周知するとともに、商業施設などの民間施設や夏期イベント時期を含めた市内における設置状況についても引き続き確認してまいります。最後に、柏市ばい捨て等防止条例の対象に加熱式たばこを加えることについてお答えいたします。たばこには、紙巻きたばこのほかにいわゆる加熱式たばこ電子たばこがあり、加熱式たばこはたばこの葉を使用した短い棒状のものを専用の機器で加熱し、ニコチンを含む蒸気を吸うもので、紙巻きたばこと同じく20歳未満の者の喫煙が法律で禁じられております。電子たばこは、たばこの葉は使用せず、カートリッジで液体を専用の機器で加熱し、蒸気を吸うもので、原則として国内ではニコチンを含むものは販売されておらず、20歳未満の者の使用が法律で禁じられておりません。また、加熱式たばこ電子たばこは、歩行者への危険性が低いといった特徴がある一方、機器の外観が似ており、判別が難しいといった課題がございます。条例に基づき加熱式たばこ電子たばこの現在の過料処分等の対応状況についてですが、禁煙等強化区域内においては紙巻きたばこの喫煙者に過料処分を行い、機器の外観が似ている加熱式たばこ電子たばこの使用者には過料処分を行わず、注意、指導を行っております。また、禁煙等強化区域外においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこの使用者に対し注意、指導を行っているところです。次に、加熱式たばこを禁煙等強化区域内での過料処分の対象に加えることについてですが、令和6年第4回定例会で御答弁いたしましたとおり、この条例はたばこについて明確な定義がないため、この文言からは加熱式たばこは20歳未満の者の喫煙が法律で禁じられており、喫煙後にごみがポイ捨てされる可能性があることから、紙巻きたばこと同様に過料処分の対象とすることが可能であるとの解釈ができるものと考えております。また、健康医療部に確認したところ、改正健康増進法では加熱式たばこから発生した蒸気を含む煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかではないものと定義されておりますが、同法の一部改正時に附帯決議において加熱式たばこについてはWHOでは紙巻きたばこと同様の扱いであることに鑑み、加熱式たばこによる受動喫煙は人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき紙巻きたばこと同様に取扱うなど必要な措置を速やかに講ずることとされているところがございます。この改正法の附則を受け、設置された厚生労働省の受動喫煙対策専門委員会において、加熱式たばこについて令和6年4月以降の研究結果の報告や取りまとめ素案の提示が予定されているところです。そして、本市で実施している禁煙等強化区域である柏市でのポイ捨てごみの定点観測では、たばこの吸い殻とそれ以外のポイ捨てごみを集計しておりましたが、令和6年12月の調査から紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこの吸い殻に分類して集計を開始いたしました。令和7年

12月までに計5回の定点調査の結果では、電子たばこの吸い殻はゼロ本であった一方、加熱式たばこの吸い殻は282本とたばこの吸い殻全体に占める加熱式たばこの吸い殻の割合は約3割であり、本市において紙巻きたばこの吸い殻に次いで加熱式たばこの吸い殻がポイ捨てされている実情を確認しております。なお、令和6年11月1日から路上喫煙の過料徴収の対象に加熱式たばこを加えた千代田区及び令和7年1月1日から同様に加えた足立区に対し聞き取り調査を実施し、加熱式たばこと電子たばこの見分け方については吸っているカートリッジの箱を任意で確認し、箱に20歳未満の者の喫煙が法律で禁じられている旨の記載がある場合に過料を徴収していることを確認しております。また、運用後の状況については、路上喫煙の過料件数は増加しており、加熱式たばこを分けて集計していないものの、増加の要因は加熱式たばこを過料徴収に加えたことであり、感覚的には路上喫煙の4割程度は加熱式たばこであるとのことでございます。このような状況から、加熱式たばこを過料処分の対象に加えることについては、引き続き定点調査による実態把握や加熱式たばこの過料徴収を行っている方法等調査研究を進め、検討を進めてまいりたいと考えております。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 関野昌幸君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） 私からは、選挙に関する御質問にお答えいたしません。選挙管理委員会の業務は選挙の……

○議長（坂巻重男君） 以上で上橋しほとさんの代表質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時40分休憩

○

午後 3時50分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

これより個人の質問に入ります。発言者におかれましては、2問目以降の質問を3問制で行う場合にはその旨を2問目冒頭で述べられるようお願いいたします。なお、1問目で触れていない項目は2問目以降で触れられませんので、御注意願います。

次の発言者、矢澤英雄さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。通告に従って質問します。初めに、柏中と柏一小、旭東小を統廃合し、柏中学校敷地内に大規模小中一貫義務教育学校を建設する事業についてです。これまでの議論でも明らかになっていますが、大規模、過大規模校では一人一人の子供たちに目を向けた丁寧な教育はできません。それでも市は大規模義務教育学校建設に突き進んでいます。そして、今回策定している第三次柏市教育振興計画においても柏市の教育課題として小中一貫教育の推進を挙げ、施設一体型の義務教育学校を全市に広げていく方針です。しかし、これが柏市の教育の最重要な課題なのではないでしょうか。学校現場で日々子供たちの教育に携わり、奮闘している教職員の皆さんは、どう考えているのでしょうか。市が教育振興計画策定に当たり令和6年、2024年12月に調査した教職員や子供たちからのアンケート結果を示します。カメラ切り替えてください。子供たちへのあなたがいいなと思う先生はどんな先生で

すかとの問いに、子供たちは1番に授業を分かりやすく教えてくれる先生と答えています。これは、高校生もアンケートに同じように答えています。次の資料をお願いします。教職員は、子供たちが望む先生はどのような先生だと思いますかという問いに対し、授業を分かりやすく教えてくれる先生と答え、子供たちの回答と一致しています。次をお願いします。さらに、柏市の学校教育で特に重点を置いて取り組む必要があるものはどれですかとの問いに、教職員は1番に教職員の働き方改革、2番目に教職員の指導力向上を挙げています。教職員は、超多忙な学校の現状を変えて、授業準備に時間が取れるようにし、指導力を向上し、子供たちに分かりやすい授業ができるようにするのが柏市の教育課題だと言っているのです。小中一貫教育、小中一貫校の設置は、3つ選べるにもかかわらず僅か4.6%、圧倒的に少数です。カメラ切り替えてください。教職員が必要性を認識していない小中一貫校、それも過大規模となる小中一貫義務教育学校の設置は、やめるべきではないでしょうか。柏中学校では令和12年、2030年度開校に向け工事が始まるとされています。生徒たちにこの工事により教育活動、部活動がどのような影響が出るか丁寧な説明はされるのか。そもそも今回の小中一貫義務教育学校建設について、どのように子供の意見を取り入れているのでしょうか。学校の在り方が大きく変わることについて、子どもの権利条約の下、子供たちの意見を聞くのは当然です。先ほどの林議員への答弁で計画の全体像が明らかになってから説明、意見を聞くので、今になったという答弁がありました。全て決まって、工事が始まってから意見を聞く。これでは大規模義務教育学校建設そのものへの意見は出せません。造る、造らないの最終決定前に聞くべきではありませんか。次に、柏市は義務教育学校を全市に広げていく方針です。学校教育を大きく変えることについて全市的に説明を行うべきと考えますが、どうか。次に、教員の働き方改革について質問します。教員が働き方改革を求め、その必要性は教育委員会も認識していると思います。カメラ切り替えてください。文部科学省は、教員給与特別措置法、いわゆる給特法を改正し、教員調整額の引上げを行いました。それに併せて掲示資料に示したように新たに今8割近くいる教諭を2つに分け、主務教諭制度をつくりました。教員の働き方改革が求められている学校現場に主務教諭という新たな階層を設けることは、教員の横の連帯を阻み、選別や長時間労働の固定化につながり、働き方改革に逆行するのではないのでしょうか。学校現場から反対の声が上がっています。カメラ切り替えてください。教育長は、この制度が働き方改革が求められている学校現場にどんな影響を与えるのか、子供たちにとってよい効果をもたらすと考えているのか、お示しください。次に、朝の児童の居場所づくりについて質問します。この問題は、本来であれば労働時間の短縮、時差出勤や部分休業制度などゆとりを持って子育てできる環境を整えることが基本です。しかし、それが進まない中、保護者が就業と子育ての両立ができるように子供の安全な居場所と見守りを提供する目的として取り込まれる朝の児童の居場所づくり事業です。今実施に向け、来年度はモデル校での試験的な実施が計画されています。子供対象の事業であり、朝の学校で行われるものです。子供たちの安全確保をまず第一に考えなければなりません。保育園では、朝7時から受け入れるときも正規の保育士がいます。小学校では、誰が受け入れるのか。教職員の関与はなく、子供たちを安全に受け入れることができるのか。ニーズ調査をしてきたとのことですが、制度設計するに当たり学校現場との議論はどのように行うのか。人員配置はどのように行うのか、お示しください。次に、中学校給食無償化を求めて質問します。小学校ですが、学校給食が国の制度として無償化されることは大きな前進です。学校給食無償化は1889年、明治22年、山形県鶴岡町の小学校で生活困窮児童を対象に無料でおにぎりや

焼き魚を提供したのが始まりとされています。戦後の食糧難を経て、1954年に学校給食法が制定され、学校給食は普及しましたが、食材費は保護者負担が原則でした。その後義務教育はこれを無償とするという憲法26条に基づき、学校給食無償化を求める運動が全国に広がりました。2018年、日本共産党の吉良佳子参議院議員が国会質問で学校給食法11条が定める保護者負担は自治体による全額補助を否定しないとの見解を文部科学大臣から引き出したことにより、自治体による学校給食無償化は大きく前進しました。その後国民運動の高まりもあり、小学校での無償化が実現します。さらに、柏市は来年度中学校について給食費の半額を補助するとしています。努力は評価しますが、国に対して中学校も含めて完全無償化を強く求めるためにも、昨日、また今日の答弁でもありましたが、示されましたが、財政負担はありますけれども、柏市が中学校給食の完全無償化を実現し、その有効性を示そうではありませんか。また、登校できない児童生徒や市内の公立小中学校に通学していない児童生徒などに対し学校給食無償化実施に当たり公平性の確保の対応が必要だと考えますが、市の考えをお示してください。

次に、有機農業推進について質問します。私は、これまで有機農業の推進、学校給食での有機農産物の活用を求めてきました。成長期の子供たちに安全な食の提供をし、食の安全に対する保護者の不安を解消する。地元農家への安定した買取り価格を保障することで環境に優しい農業への転換を促進し、持続可能な農業を守る、給食を通して子供たちが安全な食と環境保全の重要性を学ぶ機会とする、これが今求められているのではないのでしょうか。国も将来にわたって食料の安定供給を図るためには災害や温暖化に強く、環境負荷の低減と持続可能な農林水産業の推進が必要だととして、2050年までに耕地面積の25%、100万ヘクタールを有機農業にするみどりの食料戦略を進めています。千葉県と柏市を含む県内53市町村もみどりの食料システム法の認定に関する基本計画を作成し、取り組んでいます。前議会で重要な取組なので、目標達成に努めていくとの答弁がありましたが、新年度予算にどう反映しているのか、お示してください。また、このほど示された都市農業振興計画には、減農薬、有機農業等への推進としては希望する農家に支援し、目標は2030年までにちばエコ農産物の認定件数を11増やすと、これだけになっています。これで千葉県と県内53自治体、一緒につくった目標に貢献できるのでしょうか、答弁を求めます。

最後に、障害者への日常生活用具費の対象品目にスマートフォンを追加することを求めて質問します。市長は、施政方針で柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちを目指すとし示されました。そのためには、障害がある、なしにかかわらず全ての市民が生き生きと学び、働ける環境、条件整備が必要です。柏市でも障害者総合支援法に基づき様々な支援を行っています。しかし、スマホそのものの購入支援は行っていません。視覚障害者支援に関わる方から話を伺いました。全盲の方で、自宅から勤務する場所までスマホのアプリを使って自力で移動する方もいます。スマホアプリの進化は、著しいものがあります。カメラ切り替えてください。八王子市は昨年11月、障害者への日常生活用具給付等事業の対象項目に障害者支援アプリとセットでスマートフォンを加えました。対象者は学齢児以上で、そこに示されています4つの条件のいずれかに該当する方です。カメラ切り替えてください。障害の有無にかかわらず全ての人が人格と個性を尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現に寄与するという障害者総合支援法の目的に沿って、柏市でも日常生活用具給付事業の対象項目にスマホを加えることについて市の考えをお示してください。以上で第1問を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 教育行政に関する御質問にお答えいたします。初めに、義務教育学校に関する御質問にお答えをいたします。柏中学校区における義務教育学校の設置につきましては、子供たちにとってのよりよい教育環境の確保と新しい時代に求められる質の高い学びの実現を目指すものでございます。そのため、関係する3校の学校運営協議会委員で構成される地域協議会を設置し、施設整備、学校運営、通学安全など多岐にわたる事項について御意見をいただきながら、多角的な検討を進めているところでございます。開校予定の令和12年4月の児童生徒数につきましては、9学年の合計で約1,400人となる見込みであり、1学年当たり4学級から5学級を想定しております。市教育委員会では、昨年3月に策定いたしました柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針において望ましい学校規模を整理しており、義務教育学校の前期課程の6年間は1学年当たり3学級から4学級、後期課程の3年間は1学年当たり4学級から6学級としております。柏中学校区における想定規模につきましては、この基本方針で示した基準から大きく乖離するものではないと考えております。教職員による小中一貫教育に係る取組につきましても、柏中学校区をはじめ高柳中学校区、柏の葉中学校区の3つの中学校区を研究協力校に指定し、先行して実践研究を重ねており、これらの学校からは小中一貫教育の有効性を実感する声が上がっているところでございます。今後全市的な小中一貫教育を推進していくに当たり、教育内容の一層の充実を図るとともに、子供たちの成長や変化を通じて教職員自身もその効果を実感できるよう、引き続き研修等により理解の深化に努めてまいります。特に柏中学校区においては、教職員研修の機会を活用した情報共有や意見交換、さらには義務教育学校における具体的な取組を検討するワークショップ等を実施しており、令和12年の開校を見据え、段階的に準備を進めているところでございます。こうした取組を通じて、教職員からは義務教育学校への期待が多く寄せられており、開校後の勤務を希望する声も聞かれています。次に、義務教育学校の設置に関する周知についてお答えいたします。これまでも地域協議会だよりの配布、説明動画や施設紹介動画の公開、意見投稿フォームの開設、対面やオンラインでの説明会の開催、出前講座型意見交換会の実施、就学時健康診断時における相談ブースの設置など、地域住民や保護者の皆様の御意見、御要望を丁寧に伺う取組を継続的に実施してまいりました。さらに、今月には関係3校の児童生徒を対象とした説明会、意見交換会を開催するほか、柏中学校区にお住まいのゼロ歳から5歳の未就学児が居住する全ての御家庭への情報発信に向け、現在準備を進めているところでございます。引き続き関係する保護者や地域住民の皆様に対して丁寧な説明と積極的な情報発信を行いながら、本市で学ぶ子供たちが将来の社会をたくましく生き抜く力を身につけることができる教育環境の実現に向けて、義務教育学校の設置に係る取組を進めてまいります。次に、主務教諭の創設についてお答えをいたします。主務教諭は、文部科学省が約50年ぶりとなる教員給与の抜本的な改善に向けた取組の一つとして創設する職位であり、学校内外との連携、調整機能の充実や若手教師のサポートを目的としております。これらの目的が学校現場において適切に周知され、適正に運用されることが極めて重要であると認識しております。主務教諭の創設につきましては、任命権者である千葉県教育委員会が国の動向等に留意しつつ、職務、職責に応じた適切な処遇について引き続き検討する必要があるとの姿勢を示しております。柏市教育委員会といたしましては、服務監督者の立場から今後の国の動向や県における検討状況を引き続き注視していくとともに、子供の学びの充実と教職員の働き方改革の双方が着実に進むよう努めてまいります。次に、中学校給

食の完全無償化実現に関する御質問にお答えいたします。令和8年度の小学校給食費の無償化につきましては、国が児童1人当たり月額5,200円を補助する学校給食費負担軽減交付金を創設し、地方自治体に対して安定的な財源措置を講じたことにより実現するものでございます。一方で、中学校の給食費につきましては、小学校のような交付金制度が整備されておらず、また無償化の開始時期や基準額など具体的な制度設計は現時点で示されていない状況でございます。こうした中、市といたしましては物価高騰対策として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の施策として中学校給食費の保護者負担額の半額を助成することといたしました。この半額助成に必要な財源は約3億8,000万円であり、仮に完全無償化を実施した場合には年間で約7億6,000万円の財源が必要になる見込みです。これは、本市財政にとって大きな負担となる規模であり、安定的かつ恒常的な財源確保が不可欠でございます。このため、中学校の給食費につきましても小学校と同様に無償化の制度化を図り、地方自治体が安定的に取り組めるよう引き続き国及び県に対して強く財源措置を要望してまいります。次に、給食の提供を受けていない児童生徒への対応についてお答えいたします。小学校学校給食費の無償化につきましては、文部科学省が示したガイドラインの学校給食費の抜本的な負担軽減に関するQ&Aに基づき制度設計を進めているところでございます。同ガイドラインにおいて、アレルギーによる弁当持参者や不登校などのいわゆる非喫食者の取扱いについて、学校設置者である市町村の判断に委ねられること、また交付金の算定の対象とすることが可能であることが示されております。そのため、市といたしましては制度の趣旨を踏まえ、給食の提供に代わる支援を行うことを予定しております。一方、私立小学校につきましては、同ガイドラインにおいて交付金算定の対象外と明確に位置づけられておりますことから、現時点では支援の対象とすることは予定しておりませんが、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、朝の児童の居場所づくり事業における子供たちの安全確保についてお答えいたします。初めに、児童の受入れを誰が行うのかという点でございますが、本市ではこれまでも放課後の児童の居場所づくり事業において地域ボランティアや会計年度任用職員、民間事業者等の多様な人材を活用して、運営してまいりました。一方で、朝の居場所づくり事業に関しては、これまでの調査で先進自治体の多くがシルバー人材センター等を活用していることが分かりましたので、これらを参考に教職員の負担とならない運営体制を構築してまいりたいと考えております。次に、子供たちの安全確保についてでございます。子供の安全確保については、事業を実施する上で最も重要な課題であると認識しております。そのため、本事業においては児童が安全、安心して登校時間までに過ごせる居場所となるよう複数の大人による見守り体制や場所を確保していくとともに、利用登録制度による児童の管理、登退所の記録、保護者への連絡体制の整備などを検討し、児童の安全確保を第一に考え、保護者にも安心していただけるような制度設計を進めていきたいと考えております。最後に、学校現場との議論でございますが、これまで進めてきた放課後子ども教室やアフタースクール事業の検討過程におきましても、学校側との調整や連携が不可欠でございました。朝の児童の居場所づくり事業におきましても実施場所、児童の安全管理、緊急時の対応など学校ともしっかり協議しながら、事業の実施に向けて検討を進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 経済産業部長。

〔経済産業部長 込山浩良君登壇〕

○経済産業部長（込山浩良君） 私からは、有機農業に関する御質問についてお答えいたします。有機農業につきましては、環境負荷の低減にもつながる取組である一方で、農作業の負担や生産コストの増加などの課題も多くあることから、現在市内において有機農業に取り組む農業者は非常に少ない状況にあります。こうした現状を踏まえ、本市に適した有機農業の在り方を検討する必要があると考え、まずは水稻を対象に検証を進めてきたところであり、これまでに先進市への視察や専門家による講習会などを実施してまいりました。今年度の具体的な取組につきましては、市内の水稻農家と道の駅しょうなんとの協働で有機農法による稲作の実証実験に取り組み、農作業や栽培状況等の確認、道の駅での試食販売などを行いながら、生産から販売までの課題やニーズの把握に努めているところでございます。また、来年度につきましても引き続き水稻の実証実験を継続し、経年による収穫量の変化や土壌成分の変化について検証を行ってまいります。なお、今年度導入した水田の雑草の発生を抑制するロボットの課題である深水管理への対応として水位を一定に保つ必要があることから、次年度は自動水位管理装置を導入し、機器の活用による省力化や雑草対策へのさらなる有効性についても確認してまいります。さらに、農家の協力が前提とはなりますが、実証実験の面積を拡大し、品種や環境の違いによる収穫量の差などについても確認しながら取り組んでまいりたいと考えております。最後に、令和8年度予算におきましては、これらの検証に要する経費を計上したほか、国の補助制度を活用し、減農薬栽培など環境負荷低減に取り組む農業者への支援に係る予算措置を講じているところでございます。また、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画は、令和5年3月に千葉県を中心として県内53市町村との共同で策定されたものであり、環境負荷低減に関する2030年の目標が定められております。有機農業の取組面積や化学肥料、化学農薬の使用量低減などの具体的な目標値が示されており、各市町村がそれぞれの実情に応じた取組を進めていくことが重要であると考えております。このため、本市といたしましては新たな柏市都市農業振興計画の中に環境に配慮した営農への支援として減農薬、有機農業等の推進を施策に位置づけており、減農薬栽培に取り組む農業者への支援や実証実験の積み重ねを通じて、環境に配慮した農業の推進に努めてまいります。また、今回の柏市都市農業振興計画の改定に当たっては、農業者へのヒアリング等の基礎調査を丁寧に行い、本市における現状を確認した上で必要な施策を示しております。今後5年間の計画期間の中で各施策を着実に進めることが大事でありますので、県全体の目標も意識しながら取り組んでまいりたいと考えております。今後におきましても農業者の意向を把握するとともに、国、県の動向に注視し、本市の実情に即した持続可能な農業の推進に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、視覚障害者への日常生活用具費に関する御質問についてお答えいたします。日常生活用具とは、障害者等の日常生活が円滑に行われるための用具で、市町村が給付または貸与することによって福祉の増進を図る制度となっております。視覚障害者を対象とした品目といたしましては、活字文書読み上げ装置や拡大読書器等がございます。議員御説明のとおり、八王子市が今年度から日常生活用具にスマートフォンを追加したことにつきましては、本市も把握しているところでございます。近年スマートフォンには音声読

み上げ機能や文字拡大機能、外出支援アプリなど日常生活に役立つ機能が搭載されており、それが視覚障害者を含む全ての方にとって有効なツールであることは認識しております。しかしながら、日常生活用具給付事業は厚生労働省の告示において日常生活用品として一般に普及していないものが対象要件とされており、本市においても同様の方針で運用していることから、スマートフォンの給付は行っておらず、全国的に見てもスマートフォンを日常生活用具として給付している自治体は限定的な状況でございます。本市といたしましては、国の制度改正の動向を注視するとともに、まずは先行自治体における効果や運用上の課題について情報収集を行ってまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、矢澤英雄さん。

○1番（矢澤英雄君） それでは、義務教育学校の問題について伺います。私は、先ほど資料を提示しまして、教員が教育課題として重点として取り組む必要があると考えているのは子供たちに分かりやすい授業をすること、そのための指導力向上であり、そのために教員の働き方改革が必要だと言っているということを示しました。このことについての認識はどうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。教職員にとりましては、日々の学校生活の中心が授業でございますので、このアンケートの結果というのは日々の学校での教職員の考えを反映したものであるというふうに認識しております。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） そういう状況の中において教職員が、先ほど示しましたけれども、3つ選べるにもかかわらず、小中一貫義務教育学校、小中一貫教育とか小中一貫校の設置というのは僅か4.6%なんです。下から2番目でしたかね。この現状、先ほどの答弁ですと研究校ではやっていて、先生方がすばらしいと言っているというけども、柏市の中での教育としてこれが本当に子供たちにとって必要な課題だというふうに教職員は捉えていないと。これについては、どのように考えていますか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。研究協力校については少し先んじて取組を進めているところなんです。研究協力校以外の中学校区が小中一貫教育に関する取組、具体的に申しますと中学校区で目指す児童生徒像を設定し、その実現や課題解決に向け、部会を立ち上げ、具体的な取組の検討を開始したのが今年度からということでございます。一方で、アンケートの実施時期は令和6年12月でございましたので、小中一貫教育の具体的なイメージを持つことが教職員にとっては難しかったのかなというところはあるかと考えております。（私語する者あり）小中一貫教育の具体的な取組に関しましては、全中学校区で来年度から本格化してまいりますので、来年度中に同様のアンケートを取った場合にはこの数字は高くなっていくものと認識しております。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） でも、これは今じゃなくて、3年前ですよ。柏市がやると言って、その前からもう準備をしてきたわけですよ。そのとき、つまり今でも教員の多くは自分の学校の子供たちを見ていて、これが子供たちの課題を解決するためにはこれなんだというふうなことを、ずっと小中一貫の連携やってきたといいながらこれを教員が選ばないというところは、やっぱり教育委員会が言っている小中一貫校、小中一貫教育と学校現場での必要とする課題解決とは違っているんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。教職員にとりまして、やはり日々向き合っている子供たちや保護者、地域の方々、そういった中での自分の実践ですとか働き方ですとかというところを基に回答すると思っておりますので、そういったようなところが高い数値になって

いくというのは妥当なところかなと思います。一方で、今申し上げたような教育実践、例えば授業力の向上ですとか学級経営の力ですとか、あと児童生徒理解の力ですとかいったようなところをさらに高めていくという観点から、幼保小との連携も含めてなんですけれども、小中の連携というのは効果があるというふうに認識をしているところです。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） 今幼保小中連携って言いましたけれども、別のアンケートに柏市の教育課題は何かというのであるんですけれども、そこには小中一貫教育や義務教育学校の設置というのは選択項目ないんです。でも、ここには幼稚園、保育園、そして小中間の連携強化というふうな項目があるんですけれども、それに対して教職員はそれを必要だと選んだ人というのは何%いますか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。4.5%でございます。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） このアンケートも3つ選べるようになってるんです。それでも教職員は幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連携強化、今必要だというふうなことで選んでいるのは4.5%、13項目の中で一番少ないんですよ。一番少ないんです。これが現場教職員が言っている結果なんです。それは、そもそも小中一貫教育、施設一体型義務教育学校が柏市の子供たちにとって重点として取り組む課題だということで教職員と共有をしたということではなかったんでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。教諭につきましては、令和5年度以降は校長会等において義務教育学校の進捗について適宜報告をしたり、令和5年4月以降は関係3校の教員向けの説明会、また意見交換会を毎年実施しております。また、令和7年度以降につきましては、柏中学校区の教職員による研修会において市教委との情報交換を図るとともに、具体的な検討というものを進めてきたところです。以上です。

○1番（矢澤英雄君） ですから、さっきも言ったように、教育委員会は小中一貫教育とか小中連携とかいうふうなことが本当に柏市の教育課題の解決のため必要だというふうなことについての教職員との間の討議、柏市の教育にとって何が重要かという討議、これきちんとしていないんですよ。しないで、そしてこれが重要かということを出している、それが大きな問題だと思っています。ちなみに、アンケートの中に市民の声もあるんですけれども、そこでは幼稚園、保育園、小中学校の連携を強化するということを選んだ人は7.6%で、一番少ないんです。つまり市民もそれに対して本当に必要だという認識というのはないんですね。でも、これを強硬に進めようとしているところが大きな問題だと思っています。学校現場の先生たちの意見を聞かない教育行政ということで、これはやっぱりこんなことをやっていたら学校現場の先生たちがもう言ってもしょうがないから、言われたとおりに淡々とやっていけばいいんだというふうな認識になって、子供たちにとってもマイナスになってしまうんじゃないかと私は心配しています。どうでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。先ほど申し上げたように、多くの中学校区は今年度から連携ではなくても一貫ということで具体の取組を始めている中では、教育委員会の者が伴走支援という形で各中学校区に1人もしくは2人張りついて、支援を行っているんですけれども、その指導主事たちの声ですとか、あと学校現場の声など聴取すると、具体の取組が進んできていて、やりがいといいますか、実際の課題解決ですとか目指す姿の実現に向けて動き出しているということへの手応えというのは感じているというふうに認識しております。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） でも、基本的には教員の中から出てきた意見じゃないと。教育委員会がこう決めて、これが必要だということを理解させるためにやっているということでは、それはちょっと変わらないと私は思っています。学校現場の教職員が教育課題とっていないと。そもそも6・3・3制という学校制度があったわけですよ。これを、6・3制をなくしちゃって、9年にしちゃうということ、これは私は大改革、大きな変化だと思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。これを9と捉えるか、そのほかの捉え方をするかという問題はあるんですけども、改革という点では大きな改革になると思います。現在の子供たちの発達の状況を考えますと、思春期を迎える小学校5年生ぐらいから中学校1年生ぐらいまでをどう支援していくのかというのは非常に大きな課題だと考えておりますので、そういったような観点からもこの6・3の区切りを変えるという部分については意義のあるものではないかというふうに考えております。以上でございます。

○1番（矢澤英雄君） 大きな改革だということをおっしゃいました。そうであれば、ぜひこれを広げていくということなんですよ。そしたら、大きな改革だったら全市民にこれを知らせていくと。こういうふうに変えようとしているんだということで、少なくとも該当の今やっているところだけじゃなくて、全ての市民に対してきちんと説明し、意見を求めていくという責任があるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。全市的に展開していくのは、小中一貫教育というものを推進してきます。その小中一貫教育を推進していく中で、一番柔軟に教育課程を実践できるのが義務教育学校という位置づけでございまして、義務教育学校を全市的に展開していくというのではなくて、小中一貫教育の推進を全市的に展開していくという考えの下に事業のほうを進めております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 私は、説明すべきじゃないかということを行っているんです。これだけの改革をするのに、決めましたからこれ理解してくださいというんじゃないくて、こうやって進めようとしているんだけど、どうでしょうということ、そうやって、そういう説明で理解を求めるんだったら理解を求めると。これが必要じゃないかって言っているんだけども、それやらないし、これやるとも言わないんですよ。子供たちに対する問題ですけども、先ほども林議員の中で論議ありました。これ古川議員が代表質問の中で子供の視点、最善の利益へのということについて質問したときにこども部長が答弁しました。こども基本法での子供施策を実行するには、子供の意見を聞く義務があるんだと。尊重する義務があるというふうなことをお話ししました。これは全市的に取り組んでいるということなんですけども、教育委員会は違うんでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。そのような同じような考えの下に、教育委員会としましても子供の意見を聞いていくということは重要なことという位置づけで事業を進めております。ただ、今回義務教育学校を柏中学校で進めていくに当たっては、まず将来にわたってよりよい教育環境を確保していくという観点では大人が責任を持って、その方向性を考えていくと。その上で、実際にどういう学校をつくっていくかという部分につきましては日々学校生活を送る子供たちの意見を伺って、よい学校にしたいということで、今回そういった意味ではある程度形が見えてきたものですから、今回関係する子供たちに対して説明会を開きまして、意見のほうを聞いているということになります。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 今回の大きな改革だって言ったけども、やはり子供にとってみれば同じ学校に幼稚園、保育園を出てきたばかりの小学1年生と受験で勉強をやっている中学3年生と一緒に生活するんですよ。だから、そういうふうなことで子供たちはどうかということなんです。そういうことをきちんと子供たちにいろんなこと、条件を示してやる。それで、協議会では話しているかもしれないけれども、子供がこれだけ遠くのほうから暑い中例えば通学するとかというふうなことも言うし、先ほども出ましたけども、昨日ちょっと地域の方から連絡があって、義務教育学校の動画が出ているというふうなことで、私は知らなかったんですけども、それ連絡受けて見てみました。そしたら、義務教育学校できるということですので、きれいな動画で施設が説明されていました。先日教育長が子供がああいうところで学びたいって言っているというふうなことを言ったけども、これなんだというふうに私も思ったんです。すごくそうやって思うような画像でした。でも、違和感感じたんですよ。だから、何の違和感かなと思って、もう一回見てみました。そしたら、あの施設の中で出てくる人、子供たちの人数がめちゃくちゃ少ないんですよ。広々としたところで、そして子供たちが自由に過ごしていると。教室の中に何人いるかと思ったら13人か14人しかいないって、そういう状況なんですよ。実際にはだってあそこ、今1,400人って言ったけども、そのうち1年か6年までは大体1,000人ぐらいだと思うんですけども、その子たちが入るんですよ。それで、校庭も広く見えるんです。ところが、何かあって校庭に全員集まるとなったら、あそこの校庭に1,400人の子供たちが並ぶわけですよ。それはどういう姿になるのかということの子供たちはイメージできないわけですよ。きれいだなと思うだけ。私の違和感というのは、そこだったんだなというふうに分かったんですけども、実際にどういうふうな施設になるのかということなんかを人数も含めた現実のものを見せないと、やっぱりこれ正しい判断にならない。子供の意見を聞くといっても、そうならなくなっちゃう。だから、ちゃんと事実を、先ほど林議員も言ったけども、反対する人もいます。こんな人数が多くなるという事実も含めた上で子供たちがどう判断するか、どう感じるかという、そういうことを子供たちに提供して意見を聞く。そういう取組が必要なんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育長（田牧 徹君） 戦後ずっと続いてきた6・3制、今ここにきて大きなひずみが出ております。学校教育法でも義務教育学校の設置を記載しておりますし、私どもは柏市だけで何か大きな改革をするということではなくて、文科省で設置を認めた義務教育学校という新しい学校形態の一つを取り入れるということでございます。20年後、30年後を見据えたよりよい教育はどうあるべきか、これは我々大人、教育委員会が市長部局と一緒に考えて考える大きな仕事だと思っております。子供に意見は当然聞きますし、地域や保護者の意見も聞きながら進めてまいります。決して勝手にやっているわけではございません。あくまでも子供のためでございます。

○1番（矢澤英雄君） 今教育長そうやってお話しだったんですけども、でもスタート時点が市民とか子供たちの意見聞かずに、3年前の9月議会で急にやるよって、こうやったんでしょう。これは、自分たちはそれは正しいと思っているから、これでやるんだ、やるんだって、従って、そうやって言っているのと同じになっちゃうと思うんですよ。しっかり一から子供たちの声もしっかり聞く、現実も示して、それでもう一回判断するというのを私は求めます。それでは、学校給食のことについて伺います。学校給食、本当に私はここまでやったことについては評価しているんです。でも、なぜ先ほど不登校とか何かの子供には対応するけども、私立

の学校には対応しないという、この理由というのとは何か分かりますか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。先ほどの答弁にもありましたけれども、国が今回交付金を支給するに当たってのガイドライン、そのルールの中で私立は対象外としているということ、また今回交付金が来るのは給食の実施者ということで、個々の支援ではなくて、実施している自治体に対しての支援ということですので、それを踏まえての対応ということで考えております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） でも、これガイドラインに書いてあるからこうだよというんじゃなくて、その正当性というか、なぜそれが理にかなっているのかということをやっぱり判断もしなくちゃいけないと思うんですよ。私は市民であって、同じ市民の中でいる子供たちがどこの学校行っていくのがひとしくやっぱり恩恵を受けられるような、そういうふうなことをしてほしいと思いますし、ぜひ……何か8年度のみで、9年度以降はまだ未定だというふうなことも答弁にありました。それで、でもそういう状況じゃなくて、せつかく変わったんで、国もそう簡単には変わらないとは思いますが、なくすことはしないと思うんですけども、少なくとも今自治体でも完全無償化しているところもあるわけですよ。前議会で学校給食無償化の請願、これ通りました。でも、少なくともです、だから。少なくとも9年度以降も今の現状を下げることはしないということ、これを判断してほしいと思うんですけども、これは教育長か市長しか答えられないかと思うんですけど、いかがですか。

○教育長（田牧 徹君） 先ほど御答弁いたしたとおり、国や県の動向を注視して、強く要望していきたいと思っております。一地方自治体で全て担うものではないなど。確かにやっている自治体もあるようですけれども、自治体によっていろんな状況が違いますので、やはり国と県の支援がなければなかなか難しい事業であるというふうに思っております。引き続き要望はしてまいります。

○1番（矢澤英雄君） ぜひこれ最低今のやつが続くような、そういう取組していただきたいと思っております。主務教諭について1点伺います。やっぱりこういうふうな階層をいっばいつくるということは学校現場の競争とか管理が強まることになって、教職員が自主的創造性を失ってしまうと。先ほども言ったけども、言われたとおりやればいやって、そういう風土ができてしまうんじゃないかと本当心配しています。だから、これは僕は子供たちが不幸になっちゃうんじゃないかというふうに思います。そういうふうな階層を設けることというのはあまりよくないというふうなことについて、教育長はどうお考えですか。

○教育長（田牧 徹君） 今回のこの主務教諭の創設につきましては、まだ具体的なことが県から下りてきていませんので、何とも申し上げられませんが、目的としては若手教員の指導、育成の仕事を担う、もしくは学校全体の教員のリーダー的な存在として実務を担うというようなことが報告されております。ただ、今議員が御指摘のあったように、新しい職制をつくることによって階層が生じて、ぎくしゃくするというようなことがあってはならないというふうに思っております。

○1番（矢澤英雄君） これ柏市の教育委員会の責任じゃないんですけども、やっぱりこれはやるべきじゃないと思っています。1976年に最高裁判所が全国学力テストに関わる裁判の中に次のような文があります。子供たちの教育は、教師と子供との間の直接の人的接触を通じて子供の個性に応じて弾力的に行われなければならない、そこに教師の自由な創意と工夫の余地が要請される、そう最高裁判所の判決の中にあつたんですよ。でも、学校って今本当に大変な状

況で、教員になりたくないだとかいろんな問題が起こっています。だから、そういう中で私は働き方改革も含めて教職員定数を改善するという、あと少人数学級をさらに進めて、教職員給与改善を行って、教職を目指したいという人が増えると、そういう状況をつくっていくことが子供も教職員も生き生きと学んで働ける、そういう学校をつくることに必要だろうと私は思っています。いつも言っていることなんですけども、ぜひそういう観点で教育委員会も頑張ってくださいと思います。

有機農業推進について伺います。努力していますよというふうなことですけれども、予算的にもやっぱりはっきり言って不十分なものだと思います。ただ、実証実験のあれを広げるといことはお話がありました。努力していることについては評価したいと思うんですけども、少なくともやっていることを市民に知らせるといことでホームページに掲載するとか広報で紹介するとか、それぐらいのこと、これお金特別必要ないですよ。それぐらいはぜひやってほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○**経済産業部長（込山浩良君）** お答えいたします。先ほどの答弁でもいたしましたとおり、来年度もこの実証実験を続けてまいります。このため、次年度において、まだ実証実験の段階にありますので、ホームページ等での発言は特には現状のところ予定はしておりません。ただし、次年度の実証実験におきましては、水稻農家さんにも栽培の様子を実際に御覧いただくようなことも考えているところでございます。そういったことを踏まえまして、今後実証実験を重ねていく、その実証の中で、検証の中でしかるべきときに情報発信のほう広くできればというふう考えているところでございます。以上です。

○**1番（矢澤英雄君）** 今でも頑張っていること、また都市農業ってこういう柏市のようなところでやるところというのはそんなにないかもしれない。だからこそこういうところでやっていますよということを知らせる、これは柏市の広報にもなるけども、やっている人たちに対する大きな励ましにもなります。ぜひ最低これは来年度からやってほしいと思います。

次、視覚障害者へのスマホのことについて、購入支援について伺います。障害者が安心して福祉サービスを受けられるということ、権利としてこれは保障されなければならないという基本認識はありますか。

○**福祉部長（矢部裕美子君）** お答えいたします。本市において障害者の方々も同様に安心して生活できるということは、私たちの責務だと認識しております。以上です。

○**1番（矢澤英雄君）** これは、じゃ権利として保障されなきゃならないという認識だというふうに理解します。先ほど言ったように、様々なアプリができて、視覚障害者の移住や就労を広げることには私役立っているって伺っています。その中にアイナビとかs h i k A Iというアプリもあるというんですけども、どんなアプリか御存じですか。

○**福祉部長（矢部裕美子君）** 実際に使ったわけではないんですけども、情報の中で例えばs h i k A Iのアプリさんは東京メトロの中で使えるアプリだったり、視覚障害の方がほかの、アイナビとかは障害物とか信号の色を認識したりとか、そういうことで、視覚障害の方が安心して音声案内の中で歩けるような仕組みになっているというところで、幾つかのアプリのほうは私たちのほうでも確認はさせていただいております。以上です。

○**1番（矢澤英雄君）** 八王子の市長が厚生労働省もアプリをインストールしたスマホは給付可能だという回答があったからやったって言います。ぜひ柏市もこれに次いで頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で矢澤英雄さんの質疑並びに一般質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明6日、定刻より開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時50分散会